

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

横浜市地域ケアプラザ条例

第1条 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、本市に地域ケアプラザを設置する。

第2条 プラザは次の事業を行う。

- 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供
- 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催 ○福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
- 福祉サービス、保健サービス等の提供に関する調整 ○通所介護事業 ○居宅介護支援事業 等

指定管理者として行うべき取組

＜基本的な考え方＞

地域ケアプラザ条例に基づき、横浜市及び金沢区福祉保健計画を推進するために、地域、区、関係機関との連携によって、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け取り組んでいきます。

＜具体的な取り組み＞

1 地域や関係機関と連携し、地域福祉計画を推進することが役割と考えています。

- ①地域や区、関係機関・関係事業者等との連携を強化し、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け努力し、地域福祉保健計画を推進していきます。

2 地域包括ケアの推進に向けて取り組んでいきます。

- ①医療機関と介護事業所等による情報の共有化等による医療・介護連携を進めます。
- ②できるだけ多くの人が認知症サポーターになってもらう等により、認知症対策を進めます。
- ③関係機関・事業所・地域とともに地域ケア会議を行い、地域課題の解決に努力します。
- ④要援護高齢者を支えるため、地域の方とともに様々な生活支援サービスを充実させます。

3 「共助」の取組を厚くするために取り組んでいきます。

- ①地域の状況からも見えるように、一層の高齢化の進展に合わせ、「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせた仕組みが重要です。
- ②特に、地域ケアプラザは、地域における「共助」を一層厚くするため取り組んでいきます。

4 特に、ボランティア活動の担い手育成に向けて取り組んでいきます。

- ①ボランティア活動をさらに活発化させるための支援を行うとともに、高齢化しているボランティアの現状を踏まえ、新たな担い手を確保するために各種事業や講座を実施し、ボランティアに加わる方の育成ときっかけづくりに取り組んでいきます。

5 高齢者の視点としては

- ① 地区社協やボランティア団体と連携して、高齢者の日常生活の支援を進めます。
- ② 高齢福祉に関する情報を提供するとともに、通所介護、居宅介護支援サービスを提供します。
- ③ 民生委員や区と連携し、一人暮らし高齢者の見守りや高齢者虐待防止の見守り活動を進めます。

6 こどもの視点としては

- ① 地域、関係団体、区等と連携し、こども達が健やかに育てるよう様々な支援を進めます。
- ② 子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子や親同士の関係づくりの場をつくっていきます。
- ③ 区や地域の様々な団体等と連携し、児童虐待を防止するための見守り活動を進めます。

7 障がい児・者支援の視点としては

- ① 障がい福祉制度等に関する情報提供を行います。
- ② 地域、関係団体、区等と連携し、障がい児・者の居場所づくりや夏休みの余暇支援等事業、障がい者との交流や福祉体験学習を通じて、お互いの理解を進めるための事業を行います。

8 地域福祉保健の中で、防災という視点が重要となっています。

- ① 東日本大震災以降、また近年の大規模風水害等で、地域防災対策の必要性が高まっています。災害時に要援護高齢者を支援するとともに、福祉避難所としての役割を果たしていきます。

応募理由

私たちは、以下の理由から、第4期指定管理期間における能見台エリアの地域ケアプラザの運営を担わせて戴きたいと考え、応募させて戴きました。

1 地域との信頼関係を生かし、ケアプラザの円滑な運営を引き続き担いたい。

- ① 本会は、平成10年の開所以来、長年にわたり地域の様々な団体・ボランティアの皆様との、信頼関係やネットワークを築き上げてまいりました。
- ② 今までの経験、地域との信頼関係を生かして、地域の皆様とともに活動し、一層充実した福祉保健サービス等を提供していくことで、いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、微力ながら貢献していきたいと考え応募をさせていただきました。

2 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心してサービスを受けていただきたい。

- ① デイサービス、ケアプラン等の介護サービスを受ける方にとっては、介護や相談等を担当する職員との人間関係・信頼関係が大変重要です。
- ② 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心して介護サービスを受けていただくためには、本会が引き続き運営を担っていきたいと考えています。

3 本会施設が多い金沢区において、ケアプラザの運営を引き続き担いたい。

- ① 本会は、金沢区で多くの病院、福祉施設を、金沢医療福祉センターとして事業展開しています。
- ② 地域ケアプラザの運営を引き続き担い、金沢医療福祉センターとして連携を図りながら、さらに地域への広がりのある貢献策を検討していきたいと考え応募させて戴きました。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題をどのように把握・分析し、地域ケアプラザとしてどのように地域の将来像に向けて取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

<地域の状況と課題>

能見台1~6丁目、能見台通、能見台東、片吹、西柴1~4丁目、堀口、長浜、長浜1~2丁目

※令和4年度に西柴2丁目から4丁目は柴町に新設されるケアプラザに移管される予定です。

※子どもの多いエリアで、高齢化率は区全体より低めですが、一部の地域では40%を超えているところもあります。

(令和元年9月末現在)

	15歳未満	15~64歳	65歳以上	合計
区域	22,494 (11.3%)	117,824 (59.3%)	58,488 (29.4%)	198,806人
担当圏域	3,991 (11.8%)	20,706 (61.1%)	9,185 (27.1%)	33,882人

※4地区連合にわたる広いエリアを担当しています。(金沢中部地区は一部)

- 富岡西・能見台地区では、駅前商店街、住宅地、マンション群などが混在する地域特性から、全体的な動きがとりにくいという課題がありますので、個々の地域にあつたきめの細かい支援を行っていきます。富岡地域ケアプラザと連携して支援をしていきます。
- 能見台地区は、若い担い手が多く活動が活発な地域で、当施設の利用も最も多い地区です。そのため、地域の活力を生かして地域の皆さんの自主活動を支援していきます。
- 金沢東部地区は、地区社会福祉協議会活動が盛んであり、ケアプラザとして支援を行うとともに、その先進的取り組みを他地区の参考となるよう伝えていきます。ケアプラザとの距離が課題ですが、地域へ出向き活動や取り組みに協力していきます。
- 金沢中部地区は、一部が能見台地域ケアプラザのエリアとなっており、古くからの住民も多く地域活動に熱心な地域です。泥亀地域ケアプラザと連携して支援をしていきます。

2 地域の主な課題等

- ① 急速な高齢化の進展(団塊の世代が75歳以上となる2025年問題はすぐ目の前です。)
担当圏域の高齢化率は区平均を下回っていますが、75歳以上の後期高齢者が増加すれば要援護者も急増します。
- ② 近隣関係の希薄化が進んでおり、世代を超えた交流が課題です。
- ③ ボランティア等担い手が高齢化しています。
- ④ 災害時要援護者の避難支援をいかに行うか、福祉避難所の運営をいかに行うかが課題です。

3 地域の課題の把握・分析の方法等

- ① 日頃の相談等の業務を通じて、地域の住民・団体、事業者等からの声に耳を傾けます。
- ② 地域団体の会合、行事、地域ケア会議、地域支えあい連絡会等を通じ課題を把握します。
- ③ 区等が発する様々な情報の中から、地域に関する情報を客観的データとして把握します。

4 地域の将来像へ向けた取り組み

- ① 地域団体と協力して高齢者の見守り活動を進め、高齢者の方が集える場をつくります。
- ② 様々な行事や自主企画事業によって、世代を超えた交流・仲間づくりを推進します。
- ③ こどもの居場所づくりや育児する親などの支援を行います。
- ④ 障がい者の余暇支援や障がい児の親の交流など、障がい児・者支援を推進します。
- ⑤ ボランティア養成講座などを通じ学生や男性等新たなボランティアの育成を推進します。
- ⑥ 災害時に要援護者の避難支援を確実にできる仕組みづくりと実践的な訓練を進めます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所は、地域における様々な福祉課題等の解決に向けて、日常的に連携して支援をしていきます。
- 地域の関係団体や他の地域ケアプラザとも、できる限り連携し、福祉講座の共同での実施や啓発、ボランティアの育成等を行います。

※ ケアプラザにとって、区、区社協、関係機関等だけでなく、地域団体との連携が大変重要ですが、地域団体等との連携については、「23頁」に記載しました。

1 地域、行政、区社会福祉協議会との連携

- ① 区役所、区社会福祉協議会と共に地区の福祉保健計画推進に向けた支援チームのメンバーとして4つ地区推進連絡会はじめ、個々の取組に関わります。
- ② 市や区の進めるエンディングノートへの啓発・普及のため、地域のサロンやシルバークラブの会合に出向くなどして率先して取り組みます。

2 区役所との連携について

- ① 区役所とは、毎月の所長会、ケアプラザの職種ごとの連携会議、介護保険の認定申請等の様々な場面で日常的に連携していきます。
- ② 地域包括支援センターでのケース検討は、区との定例会を毎月開催し、対応困難ケースなどの情報を共有していきます。
- ③ また、高齢者、児童、障がい者の虐待等の事案が発生した場合は、区と緊密に連絡を取り合いながら、民生委員・児童委員の方など虐待防止のための見守り活動を行います。

3 金沢区社会福祉協議会（区社協）との連携について

- ① プラザの生活支援コーディネーターと区社協の生活支援コーディネーターは連携して、地域における生活支援や地域活動についてのあり方を検討していきます。
- ② ボランティア養成講座などボランティア育成に連携して取り組みます。
- ③ 子育て支援事業（子育て支援連絡会、学校と施設の連絡会など）でも連携を図っていきます。
- ④ 区社協のあんしんセンターや送迎サービスが必要な相談者の場合、区社協に繋げていきます。

4 関係機関との連携

- ① 本会が運営する金沢区内の病院、県立循環器呼吸器センターなどと連携し、医療講座を開催し、住民に保健医療知識の啓発活動を行います。
- ② エリアの小中学校と連携し、認知症サポーター養成講座を出張開催し、若い世代への高齢者への思いやりなどについて啓発します。
- ③ 横浜市立大学、関東学院大学と連携し、看護実習生受け入れ、ボランティア受け入れ、学生の企画したイベント(Run伴+三浦半島など)への協力などを展開します。
- ④ 地区センターや近隣の専門機関（とことこ、りんごの森など）や施設との連携事業を進めます。

5 他の地域ケアプラザとの連携

- ① 定例所長会議等や職種ごとの会議で情報交換を日常的に行うとともに、他のケアプラザと連携した共同事業（富岡地域ケアプラザとの共催で学校と施設の連絡会を実施）などを進めます。

(4) 合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築施設との連携について

＜基本的な考え方＞

福祉施設である地域ケアプラザは、一般のスポーツ・娯楽等の施設である地区センターと施設目的は異なりますが、催し物の一体開催、施設管理委託の一体化及び防犯・防災体制の共同での取り組みによって、ともに能見台エリアにある横浜市の公の施設として、区民サービス・区民福祉の向上に向け連携して取り組んでいきます。

1 同一敷地内の合築施設の状況

施設名	目的	施設内の諸室	
地域ケアプラザ 面積 1159.47 m ²	地域の福祉・保健活動等の振興と福祉サービス等の提供	1階	事務室（受付）、相談室、ボランティアルーム、地域ケアルーム、多目的ホール、調理室、デイルーム、デイ調理室、浴室、休養コーナー
能見台 地区センター 面積 1803.77 m ²	スポーツ、レクリエーション等を通じて、地域住民が相互の交流を深める場	2階	事務室（受付）、印刷コーナー、ロビー、図書コーナー、娯楽コーナー、プレイルーム、体育室、多目的室（A・B）、料理室、和室（A・B）、工芸室、グループ室

2 催し物の一体開催等

- ① 毎年秋に地区センターと地域ケアプラザとで合同祭を企画し、ケアプラザ活動団体による模擬店やバザー、地区センター活動団体による作品展や活動発表会などを共同開催しています。地域に定着したイベントとなっておりますので、今後も複合施設の特徴を活かし連携した行事運営に努めます。
- ② 地域ケアプラザにおける各種講演会、講座などは、地区センターの利用者にも積極的に働きかけ参加を呼びかけていきます。

3 防犯・防災体制に関する共同の取り組み

- ① 地区センターとの複合施設として、防犯、防災体制を共同で取り組んでいきます。
- ② 消防訓練、避難訓練を共同で実施し、災害時の利用者の安全確保に努めていきます。

4 建物設備管理委託の一体化

- ① 消防設備、冷却塔、空調設備、自動扉、清掃業務等の共同管理を行うことで、建物全体の一体的管理を効率的に行います。施設管理面では、常時、情報交換し、館内の快適な利用環境の整備に努め、施設の長寿命化に協力して対応してまいります。

5 合築施設との連絡調整

- ① 複合施設内で、連絡調整を定期的または随時行い、様々な連携調整を図っていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。



日本最大の社会福祉法人「濟生会」

本会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと、明治44（1911）年に恩賜財團として設立されました。以後、100年以上にわたり、医療・福祉で実績を積み重ねてきました。現在は、第6代総裁に秋篠宮皇嗣殿下を推戴し

次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として、97の医療施設、444の福祉施設・事業において、全職員約6万2千人が全国で医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。

- 生活困窮者を **濟** (すく) う
- 医療で地域の **生** (いのち) を守る
- 医療と福祉、**会** を挙げての切れ目

のないサービスを提供

本会は、医療・保健・福祉を総合的に展開している団体です。高齢者や子どもたち、障がい者が当たり前に地域の一員となり、共に生きる地域づくりに貢献していきます。

本会は、法人としては1法人ですが、全国の都道府県に40の支部を置き、支部単位で、医療・保健・福祉・介護事業を展開しています。



神奈川県済生会（神奈川県支部）

本会設立とほぼ同時に神奈川県支部が創設され、その後大正2（1913）年に、本会における全国の第一号病院として、現在、東神奈川にある病院が開設されました。

病院事業としては、その後、平塚市の病院、金沢区内の病院の開設を経て、昭和55年に横浜市の地域中核病院の第1号として、横浜市港南区に病院を開設しました。

また、平成19年には、2か所目の地域中核病院として横浜市鶴見区に病院を開設し、平成30年には、東神奈川にリハビリ専門病院を開設し6病院体制となりました。

<神奈川区の病院>



<金沢区の病院>



<港南区の病院>



<鶴見区の病院>



福祉・保健事業としては、昭和40年に金沢区の知的障害施設を県から受託、同51年に保育園、同55年に特別養護老人ホームを開設し、その後、港南区港南台、金沢区六浦及び能見台、神奈川区菅田に横浜市地域ケアプラザの受託運営を開始しました。

現在では、6病院、4地域ケアプラザ、1包括支援センター、1特養ホーム、1老健施設、1通所介護施設、4訪問看護ステーション、1保育園、2障害施設の21事業を運営し、約4,400人の職員が地域における医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。(以下はケアプラザ写真)



地域ケアプラザ運営に係る基本方針

1 常に地域とともににある施設でありたい。

「地域の拠点」として、
「地域とともに考え」、
「地域とともに活動・交流」し、
「地域の関係団体、関係機関と連携」し、
「地域の方たちへの福祉サービスを提供」し、



いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会を目指していきます。

2 高齢、障がい、子育て中など、すべての方のための施設でありたい。

高齢者、障がい者、子育て中の親子など様々な方たちが、集い、交流していくことによって施設から仲間の「輪」を広げることを目指していきます。

3 利用者一人ひとりに寄り添っていく施設でありたい。

利用される方の人権や意思をできる限り尊重し、利用される方の気持ちに寄り添ったサービスの提供を目指していきます。

4 地域や利用者の方から信頼される職員であることを目指していきたい。

地域ケアプラザに働く職員は、保健・福祉のプロとしての自覚を持ち、常に自己啓発と相互研鑽に努め、地域や利用者の方から信頼される人間性と専門性を高めるよう努めていきます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の施行状況

- ①本会では、会計法人による会計監査を行うほか、本部及び支部が各施設の会計監査や業務監査を行うなど、会計事務の適切な執行に努めています。
- ②神奈川県支部の平成30年度の決算ですが、総収入額が573億2,672万円の収入、そのうち、病院事業が92%（横浜市地域中核病院が72%）、福祉・介護事業等が8%となっています。
- ③福祉・介護事業中、4カ所の地域ケアプラザ事業では約7億円、全体の1.2%を占めています。
- ④神奈川県支部全体の平成30年度の当期剰余金は、3億5,803万円のマイナス、病院事業で4億6,500万円のマイナスですが、福祉介護事業では、1億697万円の剰余金が出ています。
- ⑤病院事業は、28年度に東神奈川の病院の新棟開設、29年に平塚市の病院の建替・移転、30年に通信病院から事業譲渡を受けた東神奈川のリハビリ専門病院の改築、開院という大転換期にあることもあって厳しい決算状況となっています。
- ⑥福祉事業全体としては、比較的安定していますが、地域ケアプラザについては、介護報酬のマイナス改定、通所介護事業所数の増加等による影響で厳しい運営状況となっています。

2 法人税等の滞納の有無

- ①社会福祉法人である本会は、病院事業及び福祉事業を行っていますが、診療報酬、介護報酬とも法人税は非課税です。収益事業のみ、軽減税率の法人税が課税されています。
- ②全国で一つの法人となっていますので、法人税、消費税等の納付は、すべて本部が、税法上の定めに従い、適切に申告納付等を行っており、滞納はありません。

3 財政状況の健全性等

- ①神奈川県支部の平成30年度の決算では、当期活動増減差額は、3億5,803万円、次期繰越活動増減差額は、48億3,414万円のマイナスとなっています。
- ②その主な原因是、決算額の大半を占める病院事業が大転換期にあることに起因します。
- ③病院事業については、比較的安定的な運営が期待できる福祉事業と異なり、変動が大きいこと、東神奈川の病院、平塚市の病院、東神奈川のリハビリ専門病院が再整備後間もないことなどから、現在は経営の安定化を図る過渡期にあります。
- ④しかし過去の横浜市鶴見区の病院開院時、平成19年度に次期繰越活動増減差額はマイナス112億円を計上しましたが、平成28年度の次期繰越活動増減差額はマイナス24億円と、約88億円のマイナスを解消した実績もありますので、鋭意、収支改善に向け取り組んでいきます。

4 安定した経営ができる基盤等

- ①指定管理の応募は支部単位で行われていただいていますが、本会は、法人としては全国組織が1つの法人となっており、恩賜財團として100年を超える経営実績があります。
- ②法人全体（全国）の平成30年度決算の状況は、サービス活動収益総額が、約6,576億円、当期活動増減差額は、3億7,580万円のプラス、次期繰越活動増減差額は、約2,424億円のプラスとなっています。
- ③全国で最大の社会福祉法人としての信頼度も高いため、金融機関からの信用も厚く、必要な融資を適宜受けることができることや、本部としても、施設の経営が厳しくなった場合には、財政調整基金、経営基盤強化基金という名目で、運営資金や設備資金を融資して、厳しい状況にある施設を支援する仕組みが整っています。
- ④また、神奈川県支部の福祉・介護事業は、全体として安定的に推移しており、約28億円の剰余金があります。うち地域ケアプラザ計では、3億5,600万円の剰余金があり、同事業は、今は経営的に厳しい状況ですが、利用者増等による収支の改善に取り組んでいるところです。

3 職員配置及び育成

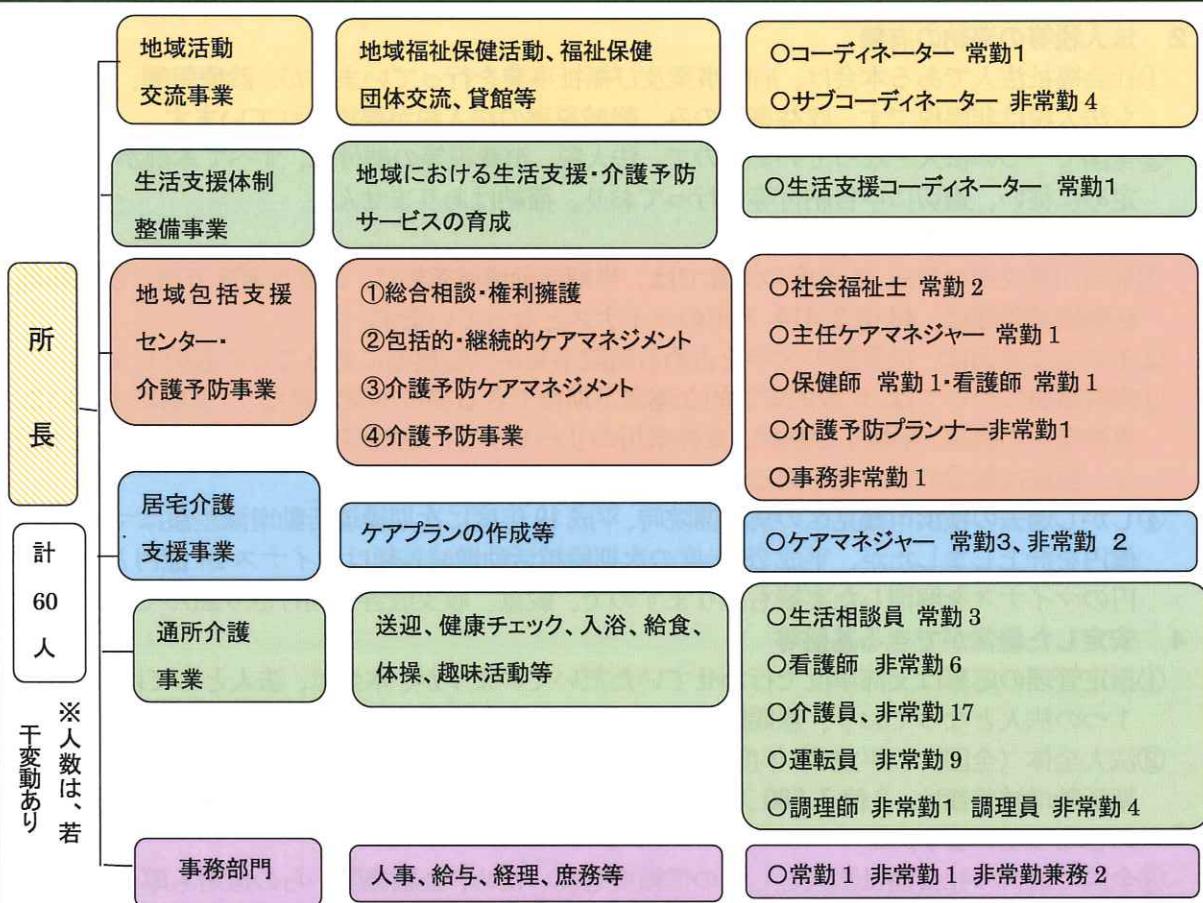
(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

＜基本的考え方＞

- 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザは、公的な役割を認識し、定められた人員配置基準を満たすように、また、できる限り欠員を生じさせないよう職員を確保していきます。
- 職員採用においては、ケアプラザ職員として定められた有資格者の中から、面接等の選考を行い、できる限り経験豊富でフットワークが良い職員、また、窓口対応や地域の方との協働事業等も多いことから、協調性の高い職員を採用するよう努めていきます。
- 特に所長は、地域との関係も強く、施設・各事業の要であることから、福祉や地域について豊富な経験のある人材を所長に任命するようにしてまいります。

必要な職員の確保、適正な配置



1 法令及び市の基準を遵守した職員の確保

介護保険事業であるデイサービス事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センター事業は法令により、基本的な人員配置基準が定められていますのでその基準を遵守するとともに、より円滑な事業執行が可能となるよう適正な人員配置を行っていきます。

2 スムーズな運営を行うための勤務体制

開所時間が、原則9時～21時、年末年始等以外は、土日も開館のため、遅番と早番、土日と平日勤務のローテーションを組み、円滑な運営に努めていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

基本的考え方

- 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザの職員として、公的な役割を認識し、公的施設の運営を担っていることの自覚を高めることを目的に人材育成・研修を行っていきます。
- 地域ケアプラザが様々な研修に取り組む際には、「地域の拠点」、「地域のための施設」であるという視点を意識するよう取り組んでいきます。
- 個別事業における知識・技術を習得して専門性を高め、個人としてのステップアップにもつながるよう人材育成・研修を行っていきます。
- より広い視野で業務に取り組めるよう、所内会議等において、様々な地域に係る情報等を共有化していきます。
- 研修については、年間計画を定め、年間を通じての振り返りを行うことによって、継続的により質の高い研修計画となるよう努めています。

研修計画

1 研修計画に基づく研修による職員の育成

① 人権研修	人権に関する意識の向上	年1回
② 接遇研修	施設利用者等への応対技術の向上	年1回
③ 事故防止、リスクマネジメント研修	デイ等の事故防止、及び事故発生時対応に関する意識・技術の向上、OAセキュリティ研修	年2回
④ 防災・防火訓練、AED研修	地域施設としての防災等意識の向上	年2回
⑤ 法令遵守・個人情報保護研修	情報漏えい事故防止等意識の向上	年1回
⑥ 感染症、食中毒関連研修	夏の食中毒、冬の感染症防止意識の向上	年2回
⑦ 環境保護関連研修	ヨコハマ3R夢プラン等の意識の向上	年1回
⑧ 会計経理研修	社会福祉法人会計への理解を深める	年2回
⑨ 業務関連 研修 ・認知症研修　・虐待防止研修 ・ケアマネジメント研修 ・介護技術研修　・成年後見制度研修 ・障害者関係研修・子育て支援関係研修	毎年の研修計画立案の中で、個別業務に関する様々な研修をどのようなテーマや内容で行っていくかを検討して実施	適宜テーマを変えて、定期的に実施

※ 研修は年間計画を立てて実施しています。原則として、全体研修会を、毎月1日とし、開催時間を職員が参加しやすいよう勤務時間終了後の1時間以内としています。
また、研修時間は、勤務時間の対象としています。

2 OJTによる職員の質の向上及び伝達研修

各業務の中で、先輩等からの指導を通じ、より高いレベルの業務実施に努めます。
また所外研修にも積極的に参加し、参加職員からの伝達研修により情報を共有化します。

3 新採用職員研修

新採用職員には、採用6か月以内に計画的に研修を実施していきます。

4 専門研修の費用負担

専門職資格更新、資格取得研修についての研修経費は施設負担とします。

5 所長会議、区関連会議等の各種会議情報の職員へのフィードバックによる職員の啓発

所内ミーティングで様々な会議情報を共有化し、より高い視点での業務実施を目指します。

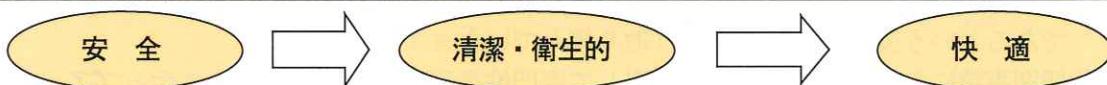
4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

＜施設管理の基本的考え方＞

「利用者が館内に気軽に入りやすく、安全で清潔な施設を快適に利用できるようにする」



1 職員による日常的な点検、館内巡回、清掃等

- ①毎朝の館内巡回により、機械室、ガス、水道メータ、消防設備、誘導灯、破損箇所の有無等の点検を行い、点検記録簿記載・責任者の確認による確実な点検を行っていきます。
- ②毎日、館内清掃等を行い、トイレの清潔維持を図り、快適な利用を目指していきます。
- ③入館時、スリッパに履き替えますが、下足入れに靴を入れる際に乱雑にならないよう、靴とスリッパの置く位置を明示し快適に使用していただけるよう工夫していきます。

2 施設長寿命化の観点から、定期点検等の確実な実施と区への早期報告

- ①安心して施設を利用していただけるよう、また、施設の長寿命化の観点から、各種設備等について、年間計画に基づき計画的にメンテナンスを実施していきます。
- ②定期点検等については、専門業者に委託して実施しますが、点検により不適切な箇所が見つかった場合は、速やかに、区役所と協議し、改善に努めています。

＜施設の維持管理・保守（各種法定点検等）＞

○定期清掃	月1回	○設備総合巡回保守点検	月1回
○害虫駆除	年2回	○空調機器保守点検	年6回
○機械警備	通年	○冷熱源機器保守	適時
○排水管清掃	年6回	○受水槽洗浄・装置点検	適時
○自動ドア保守点検	随時	○中央監視装置保守点検	適時
○消防設備保守点検	年2回	○冷暖房機器保守	年2回
○エレベータ保守点検	月1回	○直流電源装置保守点検	年5回

3 感染症対策・衛生対策等

感染症対策マニュアルにもとづき、感染症対策委員会を開催し対策のチェックを行うとともに、職員に対する研修を行い、感染症対策に対する意識向上に努めています。

①インフルエンザ等感染症対策

手指消毒用アルコール液やトイレに紙コップを常設し、特に感染症に注意が必要な要介護者の利用するデイルームでは、乾燥対策、雑菌除去に努めています。流行時にはマスクの着用を励行していきます。

②ノロウイルス対策

デイ等各部門にノロ対策キットを常備し、手洗い励行と手洗い場へのペーパータオル設置を行います。研修により嘔吐物処理、発生時対応等ノロ対策を適切に行います。特に、調理従事者の健康状態に注意し、調理従事者からのあらゆる感染防止に努めます。

③レジオネラ防止対策

レジオネラによる被害が発生しないよう浴槽の水は毎日交換し、浴槽・シャワーヘッド、及び洗濯室の給湯栓等に関して、年1回専門機関による検査を受けていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。



(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

＜福祉避難所運営に関する基本的考え方＞

- 災害時における福祉避難所の設置・運営のため、日頃からできる限りの準備を行います。
- 福祉避難所開設時は、区の指示に基づき、要援護者を受け入れ、金沢区本部援護班、金沢区社協（区ボランティアセンター）、本会の本部等、関係機関と連携しつつ、避難所の適切な運営を行います。
- 日頃の備えは必要ですが、災害時は、迅速にかつ臨機応変に対応することを心がけます。

＜福祉避難所（旧名称：特別避難場所）とは＞

- ①災害時、小中学校等の地域防災拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受け入れるための二次的な避難所が「福祉避難所」です。
(金沢区内：特養ホーム5、地域ケアプラザ9、地域活動ホーム3他 計22施設)
- ②福祉避難所への避難が必要な方は、区の専門職などが本人の状況や要介護認定の有無等を確認し、福祉避難所の受け入れ可否を調整したうえで、区役所が受け入れを決定します。
- ③福祉避難所となる施設は、金沢区と福祉避難所に関する協定を結んでいます。
- ④避難者のため災害備蓄が行われています。
(水、食料、紙おむつ、エアマット、簡易トイレ、毛布等)

地域ケアプラザにおける福祉避難所に関する取り組み

1 福祉避難所を運営するうえでの最大の課題（運営スタッフの確保）

- ①過去、全国の大規模災害時に福祉避難所が設置されましたが、多くの福祉避難所では運営するスタッフ、ボランティアが不足し、十分に機能しなかった例が多いと聞いています。
- ②福祉避難所の運営は、運営スタッフ等の確保が最も重要な課題です。
- ③区の防災計画では、福祉避難所の運営は施設職員が行うとされ、人的スタッフが必要な場合は区援護班がボランティア受入窓口に協力を要請するとされています。
- ④しかし、災害時でもデイやケアプラン、相談等の業務を継続しながら福祉避難所を運営すること、通常は日中業務のみであるところ福祉避難所は要援護者に対する24時間対応となることなどから、一般ボランティアだけでは困難であり、専門的ノウハウのあるスタッフの確保が必要です。
- ⑤一般のボランティアは、日中活動が原則ですが、繁忙時の朝食・夕食時も食事介助のできるボランティアが必要です。



2 福祉避難所設置に向けての適切な準備

① 職員の研修及び訓練等

福祉避難所設置運営マニュアルに基づき、福祉避難所運営に関する職員研修会を定期的に行うとともに、区役所、地域防災拠点、地域団体と協議し、福祉避難所の訓練を行っていきます。

② 地域ケアプラザ職員の参集

平常時から非常勤職員も含めて、災害時には参集しなければならないことを周知します。また、職員自身の被災や交通機関途絶等の理由により、直ちに参集できない職員が生じます。神奈川県支部では参集可否を確認するため、事前に職員全員のメールアドレスを登録し、災害時に自動的に安否確認のメールが発信されるシステムを構築しており、災害時速やかに職員の安否情報の収集・事業継続の判断ができるようにします。

③他の地域ケアプラザとの災害時相互応援協定（神奈川県支部）

市域全域の福祉施設が被災するわけではありません。避難所運営スタッフ確保等のため、神奈川県支部内の地域ケアプラザ等と福祉避難所運営に関する相互応援協定を結び、日頃から災害時には応援要請の緊急連絡ができるよう連絡網をつくっています。

④D C A Tによる災害時応援システム（全国本部）

災害時には、本会の全国本部に災害対策本部が立ち上がり、被災情報の収集や被災施設応援の指示が出されることになっています。特に、D C A Tという名称で、全国の福祉施設から被災地の福祉避難所等へ、介護職員をローテーションで派遣する仕組みをつくっています。

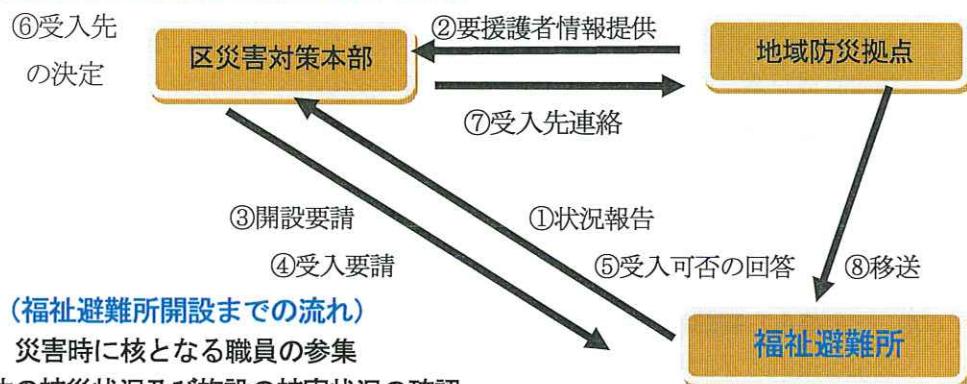
⑤福祉学科の学生へのボランティアの依頼

地域ケアプラザに実地研修に来る福祉関係学科の学生や所属する学校に、災害時の福祉避難所運営スタッフとしての応援を依頼しておきます。

⑥区災害ボランティアセンター（区社協）への依頼

災害時のボランティアは、基本的には区災害ボランティアセンターから派遣されますので、その事務局である区社協に、24時間交代でボランティアの派遣が可能か、繁忙時の、朝食、夕食時にもボランティアの派遣が可能か依頼しておきます。

＜福祉避難所開設及び要援護者受け入れの流れ＞



2 発災時（福祉避難所開設までの流れ）

①所長他、災害時に核となる職員の参集

②地域全体の被災状況及び施設の被害状況の確認

③職員の安否確認及び参集の呼びかけ

所長他、災害時に核となる職員から、職員・家族等の安全状況をメール等で確認するとともに、被災状況に応じて職員への参集の呼びかけ（参集時に職員が地域の状況を把握・報告）

④区災害対策本部、済生会本部、県支部への状況報告

第1報の後、職員参集状況等、開設準備状況等を随时、区本部等に報告し指示を仰ぐ。

⑤福祉避難所運営スタッフ確保に関する協力要請

- 速やかに本会本部(DCAT)、他の地域ケアプラザ、福祉系学生、様々な介護事業者団体、関係団体に人員派遣、物資の派遣について依頼する。

⑥福祉避難所開設準備

- 地域ケアプラザの災害対策本部の立ち上げ
- 受入場所やスタッフ控室の確保、福祉避難所レイアウト図の作成
- 災害備蓄物資の確認、スタッフ参集状況と役割分担の確認
- 地域への周知（福祉避難所設置及び通常業務としての貸室の休止等）
- 職員参集状況等を踏まえ、区本部と受入可能人数、福祉避難所開設時期について調整
- 要援護者受入に協力する送迎車、送迎スタッフの確保

⑦区からの福祉避難所開設要請を受け福祉避難所を開設

- その後、要援護者の受け入れ方法（送迎の必要性等）について区本部と調整

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

＜災害に備えるための基本的考え方＞

- 災害への対応は、自助（家庭等）、共助（地域）、公助（行政）が基本です。
- 地域ケアプラザは、地域団体と協力して共助のために行動するとともに、区からの依頼に基づき、福祉避難所の設置等、公助の役割の一部を担います。
- 震災時の福祉避難所の設置だけでなく、風水害に対しても日頃からアンテナを張ります。
- 要援護者の安全のため、かつ避難の遅れがないようエリア内要援護者への対応を行います。

1 災害発生に向けた日頃の備え

①津波到達エリア、がけ崩れ危険地域等の災害情報の把握

災害時の停電に備え、金沢区防災計画、区防災マップ、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を、常に施設の災害関係マニュアルとともに、紙ベースで常備しておきます。

②要援護対象者（特に、人工呼吸器等利用者）の把握

プラザが把握している介護保険の契約や一人暮らし高齢者見守り事業等の様々な情報から、災害時に支援すべき要援護者の情報（氏名、住所、緊急連絡先、服薬情報、支援すべき情報等）を把握しておき、災害種別（風水害、土砂崩れ、大地震、津波）ごとに、支援すべき要援護者と支援内容を整理しておきます。特に、大震災等による停電に備えて、人工呼吸器等、電源が絶対必要な器具を使用されている方の情報・支援内容等を整理しておきます。

③介護保険に関する災害時の特例扱い等の情報把握

大規模災害時には、介護保険制度について通常の手続きでは制度が機能しないことがあるため、特例的な扱いに関する通知が数多く国から発出されます。過去に通知された災害時特例扱いを把握しておき、大災害が起きた場合、迅速に相談に対応できるようにしておきます。

④ 一人暮らし高齢者訪問事業への協力

民生委員の方が取り組んでいる一人暮らし高齢者訪問事業にケアプラザとして協力し、一人暮らし高齢者の方の緊急連絡先や必要な支援内容等について把握しておきます。同意がある場合、その情報は自治会町内会にも提供し、災害時要援護者の見守り活動に生かしていただきます。

⑤災害対応マニュアルに基づく職員への研修と訓練

災害対応マニュアル等に基づき、災害が発生した場合の参集、災害時の要援護者支援への対応方法等について職員向け研修を行います。

2 災害発生時の対応

①一人暮らし高齢者等、要援護者の安全確認

災害の状況（種類、規模）に応じ、避難すべき要援護者がきちんと避難できているかどうかを確認・避難支援します。また、要援護者を在宅から避難させた場合は、必要に応じ、区と協議して災害時の福祉避難所への受入について調整します。

②特に配慮が必要な要援護者に対する命を守るための支援

特に、人工呼吸器等の電動器具使用患者等の命を守るための支援を最優先に行います。

③災害の状況に応じ、ケアプラザに求められる役割を、臨機応変に果たす。

様々な災害の状況に応じて、対応すべき事項が変わるので、災害対策本部となる区の指示に従って、ケアプラザに求められる役割を臨機応変に果たしていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザは、横浜市民の税金で作られた公の施設であり、介護事業部門以外は運営費が税金で賄われている公共性の極めて事業を行う施設です。
- 地域ケアプラザは、横浜市から指定管理者として指定を受けた民間事業者が運営しますが、私たちは、公の施設であり公共性の高い事業を行う施設であることを、職員一同が十分に自覚し、貸室を貸し出す際にも、介護事業を行う際も、常に、公正中立性を踏まえた対応を心がけていきます。

1 貸室の貸出時などにおける公正中立性

- ①貸室申し込みについては、貸館利用マニュアルに基づき、随時申込順に予約を受け付けます。
- ②講座等の申し込み受付は先着順を基本とし、地域の方への公正中立性に努めます。
- ③また、ボランティア団体主催の事業等についても、ケアプラザで行うものは公正中立な対応をお願いしていきます。

2 介護保険サービス事業者に対する公正中立性

(1) 地域包括支援センターとしての公正中立性

- ①地域包括支援センターは、介護予防支援事業者として、ケアプラザ担当圏域内の要支援者の介護予防ケアプランを作ることが法で定められています。
そのため、その運営について、以下の点について公正中立性が求められています。
- ②要支援者のケアプラン作成の際、一部を居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）に委託できますが、委託先を選定する際、特定の事業所に偏らないこと
- ③介護予防ケアプランに位置付ける訪問介護や通所介護などの介護サービスについて、特定の事業所に偏らないこと

(2) 居宅介護支援事業者としての公正中立性

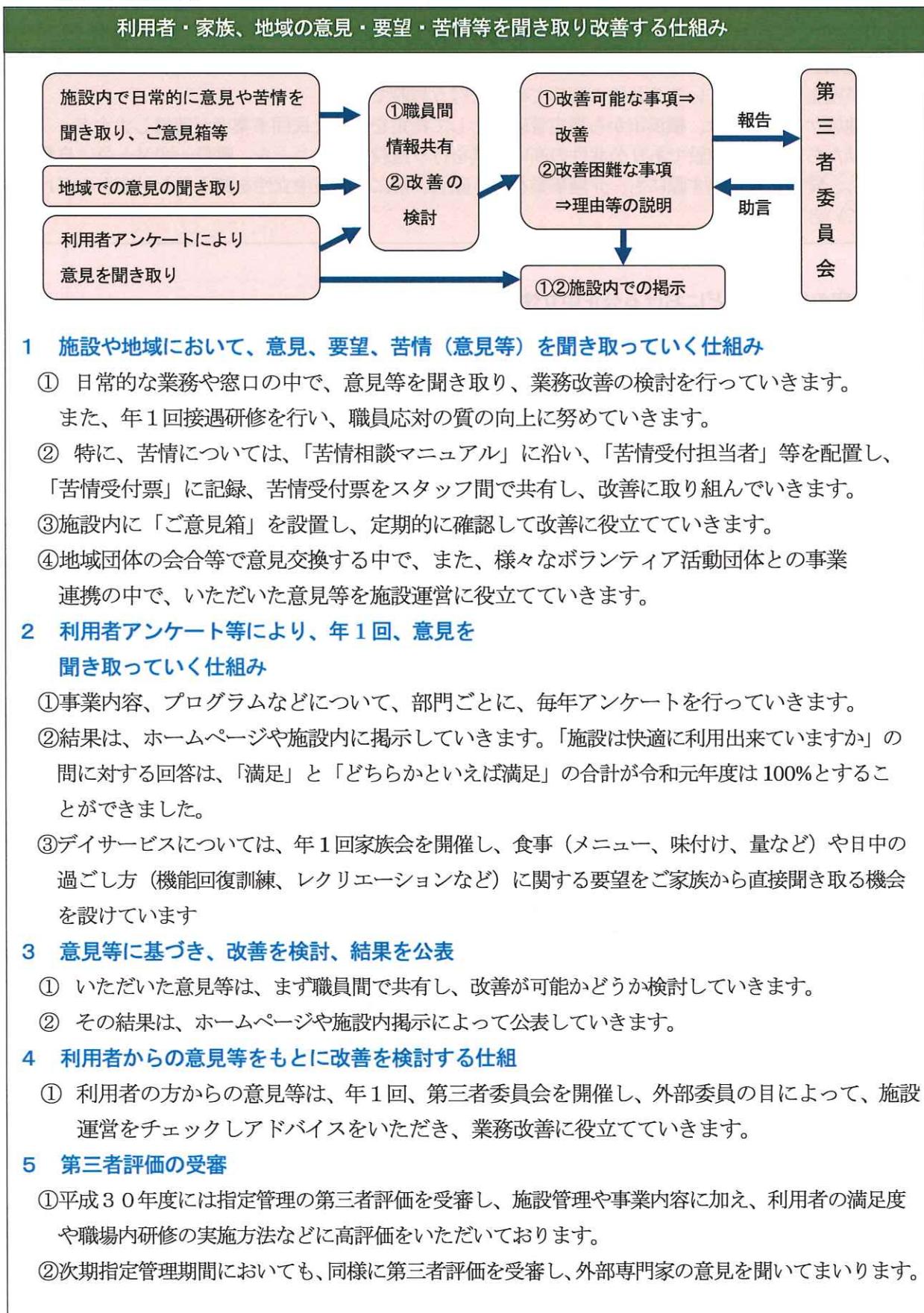
- ①居宅介護支援で作成するケアプランにおいても、位置付ける介護サービスについて、特定の事業所に偏らないことが求められています。

(3) 公正中立性を確保するための具体的方法

- ①ケアプランを作成する利用者・家族に対し、利用者等が事業所を選択できるようハートページやサービス提供事業所のパンフレットなどによって複数の事業所を選択肢として提示します。
- ②介護予防ケアプランを委託する場合、利用者・家族の方に、居宅介護支援事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に事業所の選択をしていただきます。
- ③ケアプランや介護予防ケアプランに、訪問介護や通所介護等の介護サービスを位置付ける場合は、利用者・家族の方に、介護サービス事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に介護事業所の選択をしていただきます。
- ④どの事業所を提示して、どのような理由で、どの事業所に決定したかについては、利用者ごとに記録を残します。
- ⑤介護サービス事業者に対する公正中立性が担保されているかどうかについては、定期的に横浜市に報告しチェックを受けます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報を保護する仕組み

個人情報保護
に関する
マニュアル

個人情報保護に関する具体的な取組

- 研修、○PCデータ保護対策、○個人情報に関する誓約書
- 記録媒体の施設外持出禁止、○個人情報の取組の施設内掲示

コンプライア
ンス委員会

- 公的な団体である本会は、個人情報保護規定に則り、また法令遵守（コンプライアンス）の精神に則り、十分な注意を払って個人情報保護に取り組んでいきます。
- 個人情報の漏えい防止のためには、「決して漏えいしない」という強い意識を、すべての職員が持ち、定期的な研修でその意識の向上に努めています。

1 個人情報の漏えい及び誤送付防止マニュアル

- ①個人情報保護に関する具体的な取組や責任体制、情報漏えい事故発生時の対応等について、マニュアルで定めていきます。
- ②マニュアルは、必要に応じ、隨時、見直していきます。

2 個人情報保護のための具体的な取組

- ①個人情報保護研修（年1回）を全職員に対して実施し、個人情報チェックシートによる意識付け等を行っていきます。個人情報漏えい案件が神奈川県支部内の類似施設で発生した場合、隨時、職員全員で情報を共有し意識向上を図っていきます。
- ②パソコン上のデータは施設から持ち出しを禁止とし、USBメモリに記録できない仕組みとしています。夜間は、PCや個人情報は鍵付きキャビネットに保管することとします。
- ③職員、委託業者、実習生から個人情報保護に係る誓約書の提出を求め個人情報保護について強い意識付けを行います。（退職後も同様）
- ④施設内に個人情報保護の取組を掲示し周知していきます。

3 コンプライアンス委員会によるチェック

- ①コンプライアンス委員会を毎月開催していきます。
- ②委員会では、個人情報に係る取組をチェックしていきます。

4 法人の情報公開の取組

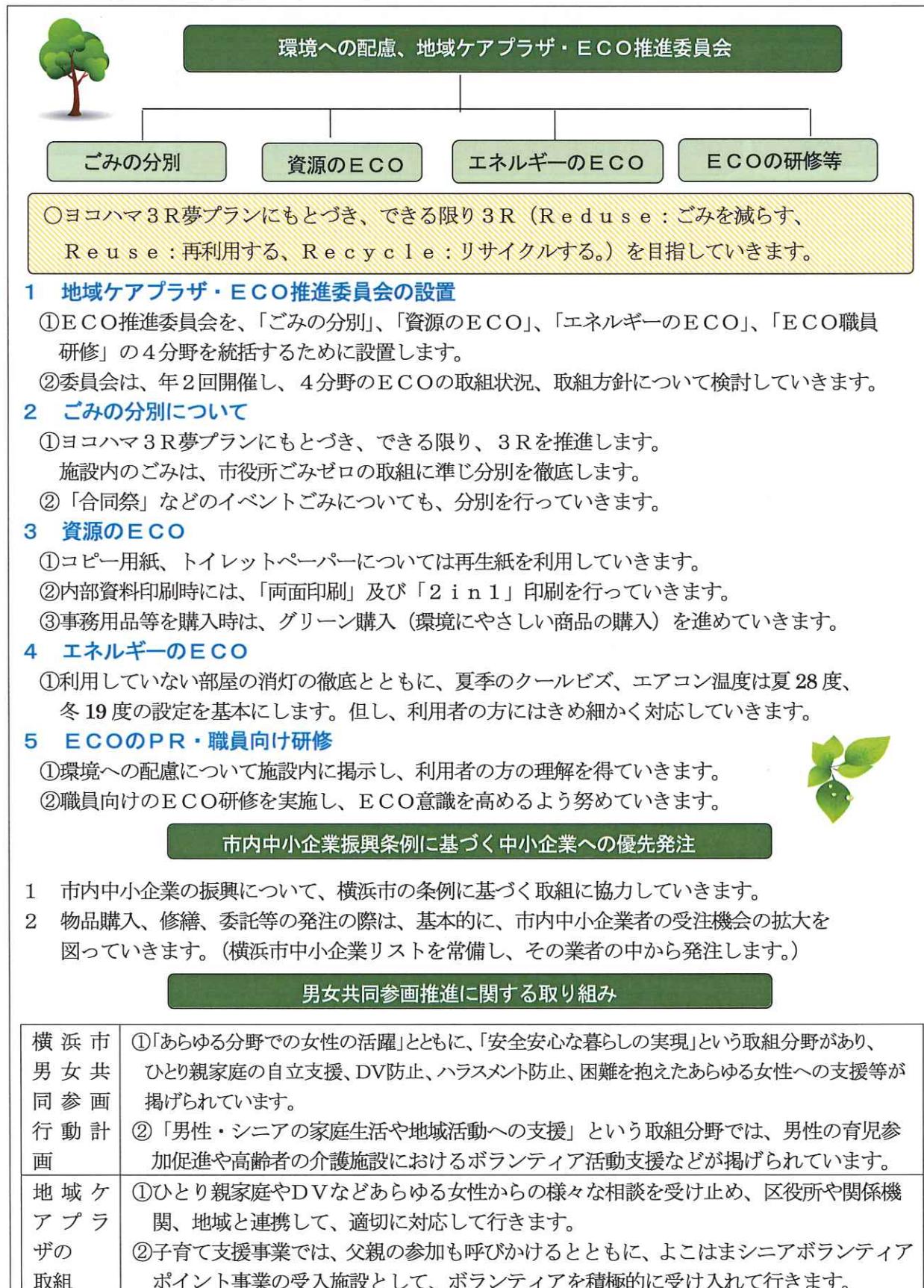
- ①本会ホームページにおいて法人全体の運営状況を、地域ケアプラザのホームページや窓口等において、プラザの運営状況（事業計画書、事業報告書）を公開していきます。
- ②横浜市（よこはま福祉ナビ）やかながわ福祉情報コミュニティのホームページにも、当プラザの情報が多く掲載されていますので、相互にリンクを張り情報共有に努めています。
- ③施設内で毎年度の事業計画、事業報告等を自由に閲覧できるよう掲示していくとともに、市の情報公開条例に準じて、情報公開請求にも応じています。

5 人権尊重への取組

- ①児童虐待、高齢者、障害者虐待について、様々な相談等の中から虐待の兆候についての感覚を研ぎ澄まし、区や関係機関、関係団体と連携して対応していきます。
- ②児童、高齢者、障害者虐待等人権に関する相談窓口を施設内に掲示し、人権問題について地域へのPRに努めています。
- ③毎年、全職員を対象に、体験型の講座等も含めて、人権研修を実施していきます。
認知症高齢者への適切な寄り添い方など具体的な人権尊重の研修を組み込みます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

＜平成30年度年間利用者数等＞

総合相談：相談者数 2,699人（窓口845件、訪問284件、電話1,570件）

施設利用者：開館日数 347日、年間延利用者数 15,444人（1日平均約45人）

自主事業：開催回数 401回、参加者数 5,982人

デイサービス：開業日数 359日、年間延べ利用者数 8,307人

ケアプラン（含む介護予防）：年間延べ利用者数 2,017人、月平均利用者数 168人

○施設の稼働率向上及び利用者のための有益な情報提供のため、様々な事業において、以下のような情報提供・PRに努めていきます。

1 様々な方法による情報提供・PR

広報紙「なでしこ」、チラシ、ホームページなど地域ケアプラザ独自の広報媒体によりまた、区の広報やミニコミ誌との連携により、ケアプラザの事業についてできる限りPRを行い、ケアプラザに親しんでいただくとともに、利用していただけるよう努めています。

2 総合相談に関する情報提供・PR

①地域の町内会、民生委員等各種団体に対して、地域ケアプラザが福祉の相談窓口であることをPRしています。

②区や関係機関と連携し、地域における総合相談窓口であることをPRしています。

③民生委員等とは、75歳以上の人一人暮らし高齢者訪問事業を共同で行う中で、援護が必要な高齢者がいた場合には、地域ケアプラザへつないでいただくよう依頼しています。

3 貸室に関する情報提供・PR、施設貸し出し方法 ***貸し出し方法については27頁にも記載**

①広報紙やエントランスの掲示ポスター等で地域ケアプラザの貸室の広報を行います。

②貸室の空き情報をホームページなどに掲載し、利用促進を図っています。

③登録団体連絡会などで曜日・時間帯別の利用率を伝え、効率よく利用できるよう促します。

4 自主事業に関する情報提供・PR

①様々な自主事業を実施する場合は、その事業についてのチラシを作成しPRに努めます。

②事業のチラシについては、施設内への掲示、町内会への回覧・掲示板への掲載依頼などを行うとともに、ホームページに掲載しPRに努めます。

③美術や音楽などをテーマとした新しい企画を打ち出し、これまでケアプラザに来ることのなかつた新たな利用者の開拓に努めています。

5 デイサービス等に関する情報提供・PR

①ケアプラザの広報紙「なでしこ」に毎回デイサービスだよりを掲載し、デイサービスにおける日常の過ごし方、季節ごとの行事などを伝えることにより、デイサービスのPRに努めます。

②総合相談窓口や居宅介護支援の相談において、地域ケアプラザのデイサービスについての適切な情報を提供し、利用者・家族の方から選んでいただけるよう努めます。

③利用者・家族などによるデイサービスの見学を積極的に受け入れPRに努めています。

6 居宅介護支援（ケアプラン、介護予防ケアプラン等を含む）に関する情報提供・PR

①区と連携し、担当圏域内で介護予防ケアプランを作成するのは、地域ケアプラザのみであることをPRしています。

②本会の病院等と連携し、地域ケアプラザがケアプランを作成することで、安心して在宅介護サービスの準備が整えられることについてPRしています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

＜情報提供に関する基本的考え方＞

高齢、子育て、障がい、地域福祉、地域支援等に関する様々な情報を日頃から把握しておき、以下のような様々な機会を通じて、情報提供を行っていきます。

- 1 相談窓口における情報提供
- 2 定期的な広報発行紙による情報提供
- 3 ホームページによる情報提供
- 4 個別事業実施の際のチラシによる情報提供
- 5 関係団体等の会合やイベント時における情報提供

1 高齢者の分野に関する情報提供の例

- ①介護保険等福祉制度に関する情報を把握しておき、民生委員や町内会等地域の会合で、寸劇などを使いわかりやすく情報提供します。
- ②認知症の情報に関しては、認知症サポートー養成講座や地域の会合等で情報提供します。
- ③介護予防の情報に関しては、5職種が連携し地域で啓発活動を展開したり、自主事業等を展開するなどして地域に還元していきます。
- ④孤立予防に関しては、「こんな時にご連絡ください」チラシを地域に配布し、孤立している高齢者がいた場合、連絡いただけるよう情報提供していきます。
- ⑤デイサービス等ケアプラザが実施する介護サービス事業に関する情報は、「なでしこ」に「デイサービスだより」を掲載し情報提供します。この他、ホームページ等でPRしていきます。

2 子どもの分野に関する情報提供の例

- ①親子の場づくり、仲間づくりに関する情報は、子育て支援拠点や主任児童委員との連携の中で把握し、子育て関係のネットワークの中で、あるいは保育園などを通じて、チラシ等による情報提供を行う他、ホームページなどでPRしていきます。
- ②児童虐待に関しては、必要に応じ、区や主任児童委員と協力して対応するほか、児童虐待防止月間等のオレンジリボン運動の取組等の中で児童虐待防止の呼びかけをしていきます。

3 障がい者の分野に関する情報提供の例

- ①障がい制度、障がい施設に関する情報は、必要に応じ、窓口等で情報提供するとともに、障がい児余暇活動支援事業については、個別に障がい団体へ情報提供していきます。

4 地域福祉、地域支援等に関する情報提供の例

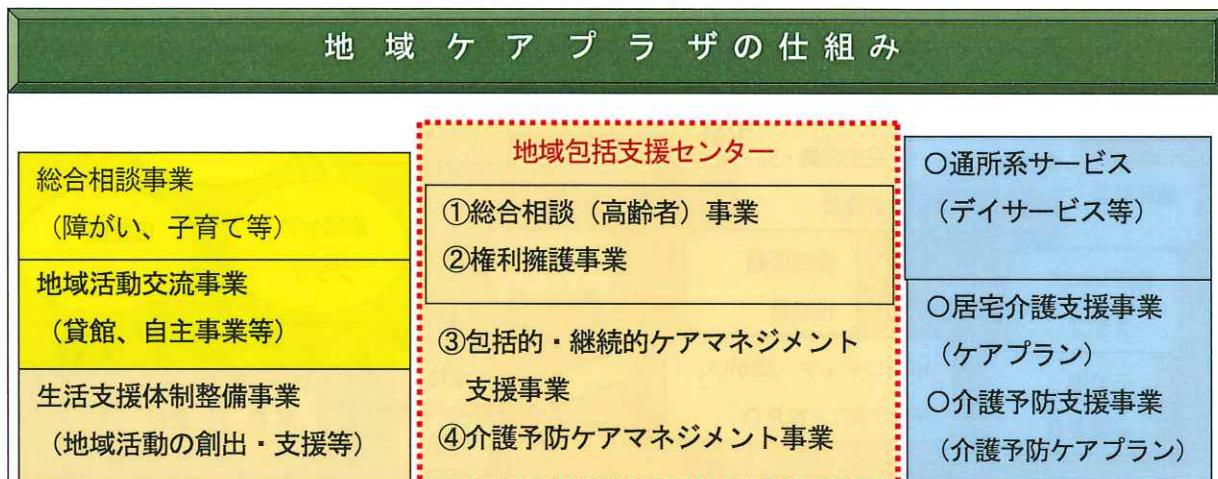
- ①地域における仲間づくり、ネットワークに関する情報、②健康づくり行事等に関する情報
- ③防犯（振り込め詐欺等）に関する情報、④防災（特に、福祉避難所）に関する情報、
- ⑤各種自主事業に関しては、チラシを作成し、館内での掲示・配布、地域団体・関係機関への配布、回覧等、ホームページなどによる情報提供に努めています。

5 ホームページによる広報

- ①自施設の紹介以外に、他施設、福祉関係団体のホームページとリンクし、コミュニティハウス、地区センター等の催し物等をケアプラザのホームページから知ることができます。また、振り込め詐欺等の注意喚起もホームページで行っています。
- ②広報誌、ホームページ等の作成にあたっては可能な限りウェブアクセシビリティの理念に配慮しあらゆる障害のある方、高齢者などに優しい表現に努めます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。



- 総合相談事業、地域活動交流事業 ⇒ 横浜市単独事業（市の指定管理費で運営）
- 生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業 ⇒ 国事業（市の指定管理費で運営）
- デイサービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ⇒ 国事業（介護報酬等で運営）

＜各事業の連携に関する基本的考え方＞

- ケアプラザ内の地域包括支援センター、地域活動交流事業、居宅介護支援、デイサービスの各事業は、日常的に緊密な連携、情報共有を行っていきます。
- 連携・情報共有によって、ケアプラザ全体として、個別利用者へのより良いサービスを提供するための「個別支援」、様々な地域活動への協力・支援を行う「地域支援」を検討、進めています。

2 各事業が情報共有するための方策（主な連携方法）

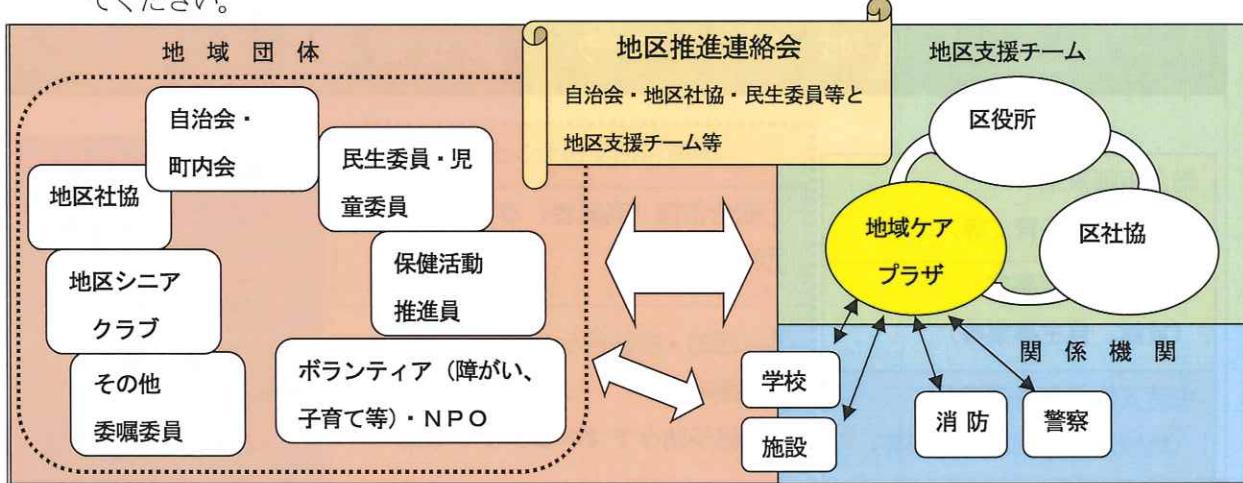
- ① 各事業が相談事業等、様々な場面で把握した個別課題について、必要な場合は、直ちに他の部門へつなぎ、課題解決についてともに検討していきます。
- ② 各事業が把握した地域の情報等は、月1回開催される各所内会議(管理者・責任者会議、職員会議、5職種会議等)で情報共有していきます。
- ③ 年3回開催される「地域支えあい連絡会」において、能見台エリアの4地区の連合、民児協、地区社協等の活動団体の代表者間とテーマに基づき意見交換・情報交換を行っていきます。
- ④ 誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりとして、「サロンあおぞら」(月1回)を、地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、包括保健師等と連携して行います。

3 関連施設（地区センター）との連携

- ① 同じく横浜市の公の施設で、併設する能見台地区センターとの連携は、重要です。
- ② 催し物の一体開催、防犯・防災体制に関する共同の取り組み、建物の設備管理委託の一体化、合築施設との定期的な連絡調整会議などによって、引き続き連携をしていきます。
- ③ 併設する地区センターとの連携については、詳細を5頁に記載しました。

工 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。



※ ケアプラザにとって、地域団体との連携だけでなく、区、区社協、関係機関等との連携が大変重要ですが、区、区社協、関係機関との連携については、「4頁」に記載しました。

＜基本的考え方＞

- 地域における各団体との連携を、以下のような方法で深めていきます。
- そのうえで、各団体の情報を他の団体と共有したり、各団体が参加する行事や会議の場に参加することなどにより、地域におけるネットワークの強化を図っていきます。

1 自治会・町内会及び地区社会福祉協議会（地区社協）との連携

地域の団体の中でも要である町内会とは、地域の行事への参加、ケアプラザ行事への協力依頼等様々な場面を通じて連携・協力していきます。また、地区社協主催のお祭りへの出店や開催準備の手伝いなどを通じて、日頃から連携・協力していきます。

＜地域のお祭り＞



2 民生委員・児童委員との連携

介護予防事業、独居高齢者の見守り事業、子育て支援事業、消費者被害防止の啓発活動、必要に応じた児童虐待ケースへの対応など、様々な事業を通じて、情報共有するとともに、様々な事業実施に際しても連携・協力をに行っていきます。

3 保健活動推進員との連携

地域ケアプラザと共に、ショッピングセンターなどで健康チェックを行っていただくなど、健康づくりに関する連携・協力を行っていきます。

4 その他、ボランティア団体等との連携

地域ケアプラザを利用するボランティア団体等とは、地域行事への参加、「合同祭」への参加、ケアプラザでの交流会の実施など様々な形で連携・協力を行っていきます。

＜小学校福祉体験学習＞

5 学校その他関係機関との連携

地域行事、学校行事等への参加を通して関係機関との連携を図る他、学校とは、福祉体験学習や施設見学・職業体験受け入れを通じて、消防とは防災訓練を通じて、警察とはオレオレ詐欺の防止のための啓発や認知症、独居高齢者の見守り・発見などを通じて連携していきます。



才 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

令和元年度

金沢区 運営方針

基本目標 地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる！

～訪れたい、住みたい、住み続けたいまち 金沢を目指して～

<目標達成に向けた5つの施策のうち、特に地域ケアプラザに関連があると思われる事業（要約）>

3 すくすく育て！かなざわっこ～子どもが健やかに育つまちづくり～

- ◇子育て支援事業（育児不安軽減、子育て関係情報提供、虐待防止プログラム、養育者支援）
- ◇地域子育てネットワーク事業（地域・関係機関・行政との連携、子育てしやすい地域づくり推進等）

4 誰もが健康で生きがいを感じられる地域の実現！

- ◇健康ウォーキング普及事業（地域のウォーキング活動の支援等）
- ◇認知症高齢者等支援事業（認知症の予防、予防の担い手育成、認知症に関する普及啓発等）
- ◇地域包括ケアの推進（住み慣れた地域で生活継続のため、医療介護連携のもと地域包括ケアの推進）

5 防災力・災害対応力、アップ

- ◇災害時要援護者避難支援事業（災害時に備え自治会等の仕組みづくり支援、要援護者名簿の提供等）

区 行 政 と の 連 携

区役所と様々な場面で連携しつつ、区が重要施策として掲げる子育て、健康づくり・介護予防、防災などの事業に積極的に取り組んでいくとともに、金沢区地域福祉保健計画の推進のために、地区支援チームと連携し、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

3 すくすく子育て！かなざわっこ関連について

- ①子育て不安を少しでも軽減するため、また親子の関係づくり、親同士の友達づくりのために、幼少期や思春期の子育て講演会、親子食育講座等を定期的に行います。
- ②親子の関係づくり、居場所づくり、親同士の友達づくりのため、子育てサロンを定期的に行います。
- ③子どもを預かって欲しい方と預かる方をつなぐ子育てサポートシステム（横浜市事業）に協力するため、入会説明会を定期的に行います。
- ④民生委員や区、関係機関等と連携し、児童虐待防止のための見守り等の取組を行います。
- ⑤子育てに関する情報を発信するとともに、相談を受け止め、必要に応じて区や子育て支援拠点につなげていきます。

4 誰もが健康で生きがいを感じられる地域の実現（認知症予防は35頁に詳細記載）

- ①高齢者の健康維持、介護予防のために、筋力アップ体操教室や健康麻雀教室などを行うとともに、医師等による医療講演会を定期的に行います。
- ②認知症予防のために、人形劇などを取り入れた説明会等を地域で行うとともに、認知症に関する普及啓発のため、認知症サポーター養成講座等を定期的に行います。
- ③要援護高齢者を支えるため、サロン等、高齢者の居場所づくりを進めるとともに、医療介護連携のために、医療関係者と包括・ケアマネ等との情報交換会や研修会を定期的に行います。
- ④区内医療機関、薬局等と連携した包括支援センターチラシの配布により、速やかに支援を受けられるよう体制づくりに取り組んでいきます。

5 防災力、災害対応力アップ（防災は13～15頁に詳細記載）

- ①災害時要援護者の災害時における安否確認と避難支援 等
- ②福祉避難所の適切な運営とそのための法人内協力体制の構築 等

※区・地域支援チームとの連携は4頁に記載。地域福祉保健計画の推進は25頁に記載

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局として、地区別支援チームのメンバーの中でどのような役割を果たし、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

金沢区地域福祉保健計画（いきいき金沢・ささえあいプラン）

理念 「誰もが安心して住み続けられる 支えあいのまちづくり」

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、住民同士の支え合いを柱として、地域の福祉保健に関する課題解決に向け、区民、事業者、行政が取り組んでいく。

地区別計画における推進目標

【富岡西・能見台地区】	【能見台地区】
○心地よく暮らせる街～明日が待ち遠しい街 ・地域の福祉に関する情報の共有化を進める ・安全・安心な街づくりを進める ・世代間交流が活発な街づくりを進める	○優しく、心豊かな子供の成長を育み高齢者にやさしい街 ・笑顔あふれる街　　・助け合える街 ・安心して暮らせる街　・協力し合える街
【金沢東部地区】	【金沢中部地区】
○超高齢社会を見据えて誰もが健康で安全・安心に暮らせる街を目指す ・災害発生時の要援護者支援体制の確立 ・超高齢社会を見据えた体制づくり	○出会い・ふれあい・支えあい～安全・安心に暮らせる街 ・世代を超えて気楽に交流できる地域 ・安全・安心に暮らせる地域づくり

1 地域福祉保健計画を推進することこそが、ケアプラザの使命と考えています

①地域福祉保健推進を推進するために、地域や区、関係機関とともに様々な取組を行うことが地域ケアプラザの最も重要な使命と考えています。

2 地域支援チームとの連携

①区役所、区社協、地域ケアプラザの3者の地域支援チームにより地域と話し合いながら、地域課題の解決に向けて取り組みます。

②地域支援チームとして、様々な課題について地域との話し合いの場である「地区推進連絡会議」を年2回開催します。

③地域支援チームは継続的な協議の場を持ち、ケアプラザは日頃の事業活動の中で把握した地域の情報を提供し、逆に区や区社協、地域からも情報をもらっています。

地区推進連絡会

自治会・地区社協・民生委員等と地域支援チーム等

3 地域との連携により、地域福祉計画に掲げられている様々な事業に取り組みます

①高齢者支援、子育て支援、障がい者支援に関する様々な自主事業を行います。

②高齢者、子育て、障がい者に関する様々な情報を地域に発信し、地域からの意見等を受け止め、関係機関、区等と連携して対応して行きます。

4 日頃の業務における連携

①様々な個別ケース対応や啓発事業等で、また、認知症高齢者徘徊ネットワークや児童虐待防止ネットワークなどの場面で、必要に応じ、区役所と連携し、チームの一員として、それぞれの役割分担のもと行動していきます。

②ケアプラザは、毎年、事業報告、事業計画を区に提出しています。

また、年度末に区から事業の評価を受ける中で様々な意見交換を行い、事業の方向性について検討していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

＜自主活動化に向けての基本的考え方＞

○高齢、子育て、障がいの各事業については、自主事業終了後、自主事業から地域の方による自主活動に発展するよう働きかけていきます。

○各事業が、自主活動化するまでの一定期間は、ケアプラザとして支援していきます。

1 高齢者向け事業、介護予防事業、健康づくり事業について

高齢者が多く、斜面が多いという地域特性から、いつまでも健康で生活が続けられるよう介護予防事業、健康づくり事業に、今後も積極的に取り組んでいきます。

主な取組	サロン「あおぞら」	高齢者の居場所づくりを目的とした、音楽サロン
	雀の学校	認知症予防を目的とした健康麻雀
	音読サロン	独居高齢者を主な対象とした、音読による介護予防事業
	にぎやか亭	高齢者を対象とした食事会、ボランティア団体や民児協と連携

＜にぎやか亭＞



2 子育て支援関連事業について

エリア内の14歳以下の子どもの数は平成31年3月現在で4,060人です。子ども達や子育て中の家庭が暮らしやすい街、明るい街づくりを目指していきます。

主な取組	にここに広場	未就園児の親子の広場、年2回「にここに劇場」も開催
	リトミックあそび	未就園児対象のリトミック、保健活動推進員や民児協と共に
	ファーストプックの選び方	図書館司書による絵本講座、「とことこ」との共催
	おもちゃ病院	ボランティアによる、おもちゃの修理
	小学生対象の事業	切り絵教室・科学工作・フリーアレンジメント・書き初め練習など

＜にここに劇場＞



3 障がい関連事業について

地域内には障がい施設も多いことから、障がい児者を支えるボランティアの育成や地域と障がい者が交流し合える心のバリアフリーを目指して取り組んでいきます。

主な取組	ハッピー・ポップ	障がい児者の居場所、余暇支援、地域との交流を目的とする
	サマーフレンド	学齢期の障がい児の夏休み余暇支援、ボランティア育成
	スマイルカフェ	障がいのある子と保護者の支援、情報交換交換、交流の場

＜スマイルカフェ＞



4 自主活動化について

介護予防を目的とした事業に関しては、自身で団体を運営できるように一定期間サポートを行い、自主化を促しております。障がい関連事業等については、当事者の自主運営が困難と思われる場合は、ケアプラザの事業として継続するなど柔軟な対応をしていきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

貸室部分の利用者は、年間で約15,500人、1日平均、約45人。利用件数は増加傾向にあります。時間帯別では、平日の午前の利用率が最も高く、夜間は他の時間帯に比べ利用率が低い傾向にありますが、この数年で夜間利用率が大きく増えました（H27年度37%→H30年度53%）。

＜貸室の利用件数の推移＞

※30年度年間開館日数：347日

	30年度	29年度	28年度	30年度時間帯別			
				午前	午後1	午後2	夜間
多目的ホール	991	950	983	277	299	268	147
調理室	560	514	512	153	222	151	34
地域ケアルーム	361	357	197	153	114	92	2
ボランティアルーム	610	616	605	170	232	183	25
合 計(件)	2,522	2,437	2,297	753	867	694	208

地域ケアプラザの様々な事業等について、できる限り広報を行い、プラザに親しんでいただくとともに、ケアプラザをできる限り利用していただくよう努めています。

1 広報紙等による広報

地域ケアプラザ広報紙「なでしこ」（年6回）や自主事業等のチラシによる広報によって、貸室の利用者が増えるよう呼びかけていきます。
(施設内配布、他に区等の公共施設へ配布、町内会の回覧や掲示板への掲示依頼等)



2 ホームページやSNSによる広報、貸室の空き情報開示

各種自主事業、地域ケアプラザ広報紙、活動団体紹介の掲示、貸室の利用促進のため、貸室の空き情報も掲載していきます。

3 区の広報誌への掲載による広報

自主事業等、区との共同事業等を広報よこはま金沢区版への掲載を依頼していきます。

広報以外の利用率向上や効率的な施設貸出の方法等

- 1 ケアプラザで実施する事業の際、参加者に様々な講座の案内をしてケアプラザの利用を促進していきます。
- 2 自主事業の開催回数を増やすことにより利用者数の増に努めています。
- 3 地域団体、ケアプラザ利用団体へのより積極的なPRにより利用促進に努めています。
- 4 職員も進んで空気の入れ替えや清掃を行い、活動団体の利用が終了した際にも「施設利用報告書」にて利用者と職員が確認をして、次の方に気持ちよく使っていただけるようにしていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア活動等の団体と個人（30年度実績）

	登録数	活動実績（延べ数）
福祉保健支援団体	54団体	61回
個人	153人	2,825人

＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザにおけるボランティアの役割は、各部門の事業推進において大変大きな位置を占めています。
- 地域ボランティア活動の担い手育成は、ケアプラザに求められる重要な役割です。
- 地域支え合い連絡会等の場においても、人材の不足、高齢化が指摘されています。
- 自主事業、福祉教育など様々な方法でボランティア育成に努めています。

1 地域ケアプラザとしてのボランティアの登録、育成

- ① 地域ケアプラザにおいては、ケアプラザで実施している各団体の活動の場や地域交流、生活支援の自主事業、包括支援センターの事業等にボランティアが参画している場で積極的に、新たな担い手の確保を依頼します。
- ② 社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア育成講座を実施しボランティアの発掘・育成を行っていきます。

＜募集ポスター＞



2 認知症サポーター養成講座の取り組み

- ① 高齢化に向かう地域において、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、生活支援、包括、地域交流が連携して、学校、地域、職域向けなど、様々な対象に対し、認知症サポーター養成講座を開催していきます。

3 自主事業によるボランティア育成と活動の自主化の促進

- ① ハッピー.Popupやスマイルカフェなどの障がい者支援事業を開催するなかで、「ボランティアハンドブック」を配布し、障がいのある方を支援するボランティアの育成に努めています。
- ② 男の料理教室、そば打ち教室などを開催し、参加者がグループ活動として自主化していくよう支援していきます。また、これらのボランティアが、地域の行事への参加を通じて地域における活動につながるよう地域団体へ橋渡しします。
- ③ ボンティアの交流会を開催し、ボランティアのネットワーク化に取り組んでいきます。

ボランティア
ハンドブック



横浜市鶴見台地域ケアプラザ

4 シニアボランティアポイントの登録研修

- ① 市の介護支援ボランティア「シニアボランティアポイント」事業に参加し、施設や地域でのボランティア活動がより活発となるよう、ボランティアの登録研修会を行っていきます。

5 学校と福祉施設の連絡会の開催

- ① 富岡地域ケアプラザと共に、児童・生徒の福祉教育、職業体験に係る教育機関と、若いボランティア、職業体験を受け入れる福祉施設との顔の見える関係づくりを目的とし連絡会を開催します。またデイサービス等に学生を積極的に受け入れ、介護体験・福祉実習により福祉への理解を若い世代に啓発し、育成に努めます。

6 区社会福祉協議会（区社協）との連携

- ① 区社協が金沢区全体のボランティアセンターの役割を担っているので、定期的にまた必要に応じ、情報交換や連携しボランティア活動の支援・育成に取り組みます。

工 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<地域ケアプラザ登録状況> 平成30年度末の状況

- 1 福祉保健活動団体数 28団体、利用者数 4,179人（高齢者、障害者、子育支援等の当事者団体）
- 2 福祉保健協力団体数 41団体、利用者数 4,649人（地域各種団体や福祉保健ボランティア団体）
- 3 登録ボランティア数（個人） 153人

<地区内の人材>

町内会数：34、地区社協：3、民生委員・児童委員：34人、
保健活動推進員：31人、シニアクラブ：11クラブ、食生活改善推進員：10人

地域における活動団体や人材等の情報収集・把握

1 地域ケアプラザへの登録時に把握

- ①貸室申し込み時に、福祉保健活動団体（高齢者、障害者、子育支援等の当事者団体）、福祉保健活動協力団体（地域各種団体や福祉保健ボランティア団体）の登録を行っていただきます。
- ②その際の登録情報によって、団体名、活動内容、会員数等を把握します。
- ③プラザのボランティア登録時に情報（氏名、住所、希望活動内容等）を把握します。

2 地域の各種団体等における人材の把握

- ①地域の町内会、民生委員等各種団体との連携の中で、人材を把握していきます。
- ②町内会、地区連合との連携により、人材情報を把握していきます。

3 関係機関との連携による活動団体や人材の把握

- ①区社会福祉協議会の、福祉保健活動団体への補助金申請の中で団体登録情報を把握していきます。
- ②金沢区民活動支援センターが把握する情報（団体やまちの先生の情報）を把握していきます。
- ③金沢区地域子育て支援拠点「とことこ」との連携により、横浜子育てサポートシステム登録会員に係る情報を把握していきます。

4 介護に関して地域を支える人材の把握

- ①介護の事業者連絡会等への参加により、地域を支える介護人材を把握していきます。
- ②認知症サポーターや、障がい者ガイドボランティア講座等により人材を育成していきます。

地域における活動団体や人材等情報の活用・情報提供等

1 地域や関係団体、関係機関への情報の活用

- ①地域団体等が事業実施の際、把握した情報を提供し、事業の実施を支援していきます。
- ②区や関係機関との連携の中で把握した情報を提供し、円滑な事業の実施に役立てます。

2 地域ケアプラザ事業における情報の活用

- ①地域ケアプラザで事業を実施する際、把握した団体や人材の情報を活用していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

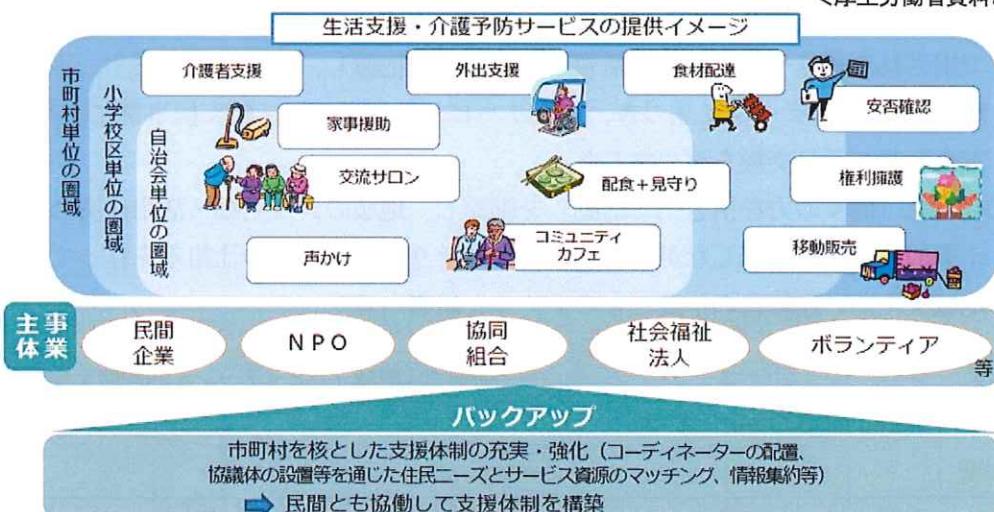
ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加等に資する、住民主体の地域活動や生活支援サービス等の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析するために、どのように取り組んでいくか、地域ケアプラザ内の職種間連携の視点も踏まえて、具体的に記載してください。

＜生活支援体制整備事業とは＞

- 2015年、改正介護保険法がスタートし、介護保険の給付事業であった要支援者の訪問介護や通所介護が、市町村の事業（総合事業）となりました。
- そのことにより、従来の介護事業者によるサービス提供だけでなく、地域住民主体の訪問・通所サービスや見守りや配食等の生活支援サービスが、介護保険法に「介護予防・日常生活支援総合事業」として位置づけられました。
- 同時に、地域住民等やNPO、民間企業等による訪問・通所サービス、見守り・配食等の生活支援サービスが、地域の高齢者等に提供されるよう支援する「生活支援体制整備事業」も包括的支援事業に位置付けられました。
- 横浜市では、従来から包括的支援事業である地域包括センター機能は、地域ケアプラザが担っているため、生活支援体制整備事業は、ケアプラザを中心となって行うことになりました。
- これからは、公的な介護サービスだけでなく、地域住民など様々な主体が行う活動によって、地域の高齢者や要介護者を支えることが求められています。

＜厚生労働省資料より＞



ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

＜基本的考え方＞

- ケアプラザのあらゆる機能、あらゆる場面を通じて高齢者の生活ニーズを把握していきます。
- 特に、地域支えあい連絡会（協議体）での意見交換を通じてニーズを把握し、分析していきます。

①生活支援体制整備事業の推進は、第一義的には、生活支援コーディネーターがその役割を担うこととされています。

②しかし、横浜市地域ケアプラザにおいては、地域活動交流事業として、地域のニーズや課題の把握、社会資源の把握、ボランティアの育成、地域住民による活動（ミニディサービス、居場所づくり、配食・会食サービスなど）の支援が、地域活動交流コーディネーター等によって行われてきました。

③そのため、生活支援コーディネーターは、地域活動コーディネーターと密接に連携して、生活支援体制整備事業を進めています。

④また、地域ケアプラザの各部門の職員は、様々な活動場面で、高齢者のニーズや地域のニーズに日常的に触れていますので、それらの活動の中から、高齢者等のニーズを汲み取り、生活支援コーディネーター等と共有していきます。

⑤具体的には、以下の日常的事業で住民意見等から高齢者等のニーズを把握し、地域活動の活性化支援に努めています。

- ・地域包括支援センター窓口での相談や訪問の中から
- ・地域活動交流、地域包括支援センターの自主事業や出張講座の中から
- ・民生委員、保健活動推進委員等地域団体での協働での取り組みの中から
- ・包括支援センター職員等による地域における様々な説明会等の中から
- ・ケアマネジャーによる要介護者・家族への個別支援の中から
- ・通所介護における利用者・家族との触れ合いの中から



〈堀口健康講座〉

⑥協議体である「地域支えあい連絡会」では毎年テーマを設定し、年3回開催し、そこで出される意見や細かい地域情報からニーズを把握し、検討しています。平成29年度からの3か年はテーマに基づき、地域リハビリテーション活動支援事業による研修を組み合わせ、意見交換を深めました。

⑦今後も「個々の力を引き出す活動」を継続し、地域の人材発掘・活用に努め、事業者や専門機関とも連携しながら各地区に「見守り支えあい」の仕組みを作っていきます。

〈地域支えあい連絡会の年度ごとのテーマと研修内容〉

年度	テーマ	研修会(地域リハビリテーション活動支援事業)
平成 28年度	男性の社会参加について	
平成 29年度	地域のサロン活動について	日常生活で気をつけたい耳と聞こえの話 いつまでも美味しく口から食べ続けるための大切な話 ：言語聴覚士
平成 30年度	個々の力を引き出す活動について	シニアの社会参加：作業療法士
令和 元年度	健康づくり・健康増進の場について	地域で暮らし続けるための健康づくり ：理学療法士

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

多様な主体が協力して高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の充実した地域づくりを進めるために、地域、NPO、民間企業等の社会資源をどのように把握・分析し、連携して取り組んでいくか、具体的に記載してください。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

＜基本的考え方＞

- ケアプラザのあらゆる機能、あらゆる場面を通じて、地域活動等の社会資源を把握・分析していきます。
- 把握した社会資源等のリスト化等を行い、地域や関係団体、関係機関と共有化できるように取り組みます。

- ① 区役所や区社会福祉協議会の方針に基づき、資源情報リストの作成に取り組みます。
- ② 町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等の地域の関係者会議に積極的に参加し、地域情報の収集に努め、地域包括支援センター、地域交流各部門と情報共有します。
- ③ これらの地域情報に基づき、地域活動・サービスリストを作成し、地域資源のより正確な把握と活用を目指すとともに、地域内の今後の目標設定や既存団体の支援を図ります。
・京急ストアのフロアにてウエルシアより機材提供をいただき、保健活動推進員と協働にて健康チェックのイベントを実施しました。
- ④ 町内会・自治体単位で行っている事業・サロンを把握し、地域の強みや特徴を活かした事業支援に取り組みます。

＜健康チェック＞



＜健口講座～シニアクラブ対象～＞



＜体操サロンの継続支援＞



ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

地域性を踏まえた上で、地域住民とどのように信頼関係を構築し、目指すべき地域像を共有していくか、また、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について具体的に記載してください。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

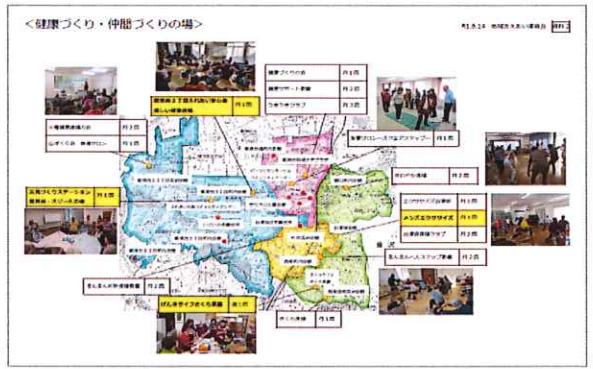
＜基本的考え方＞

- 地域支えあい連絡会（協議体）では、地域の現状に合わせたテーマを設定し、各地域の状況が把握できるよう各地区の代表となる方にお集まりいただき意見交換しています。
- 身近な地域支援を考えることや研修会を継続的に開催することで、幅広い参加者とともに目指すべき地域像を共有することに取り組んでいきます。

- ① 協議体である「地域支えあい連絡会」では毎年テーマを設定し、年3回開催しています。そこで出される意見や細かい地域情報からニーズを把握し、検討しています。
- ② 平成29年からの3か年はテーマに基づき、地域リハビリテーション活動支援事業による研修を組み合わせ、意見交換を深めました。（P31表参照）

③令和元年度は地域の健康づくりの場を動画におさめ、既存の活動の把握と近くに活動の場がない場合には立ち上げを支援するために情報を共有しました。
今後も協議体の場を活用し、地域に働きかける方法を検討していきます。

健康づくり・仲間づくりの場MAP→



エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

地域性を踏まえた上で、多様な主体による活動・サービスの創出・継続・発展にどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

＜基本的考え方＞

- 地域における活動やサービスの創出は、簡単には進みませんが、生活支援・地域活動交流コーディネーターを中心に、地域包括支援センター職員等と連携しながら、継続的に地域団体、事業者等と話し合いを重ねることで、活動の創出等に取り組んでいきます。
- 地域活動の担い手となる人材が不足していますので、新たな人材の発掘・育成に取り組み、地域活動創出の支援を行います。

- ① 介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)として
平成29年10月よりスタートした『げんきライフさくら茶屋』の
継続的な支援を地域包括センター・区・区社協とともに
行なっています。
- ② 地域包括支援センターとコーディネーターが連携して講座や研修等を行い、担い手となる人材や団体を発掘し、自主的活動への支援を進めます。活動の立ち上がった後も連携を図りながら支援していきます。



＜スリーA リーダー養成講座＞



＜能見台スリーA の会＞



＜カローリング体験講座＞



- ③ 健康寿命の延伸を働きかけ、様々なテーマで社会参加の機会を促せるよう事業を実施します。また地域にも積極的に出張していきます。

＜アート de 脳トレ＞



＜男のライフデザイン講座＞



＜音楽レクリエーション講座＞



(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ア) 総合相談・支援事業

<総合相談件数> 平成30年度

電話等 1570 件		来所 845 件		訪問 284 件		合計 2699 件			
介護 保険	介護 予防	行政 サービス	インフ オーマ ルサー 비스	認知症	介護 ・医療	施設 入所 入院	権利 擁護	苦情	合計
1887	26	59	272	219	217	218	70	2	2970

<基本的考え方>

- 総合相談事業は、窓口、電話、訪問等により、高齢者・家族、地域団体、介護事業者等様々な相談者から、高齢者の困りごと、介護保険の相談、生活の支援等の多様な相談を全て受け止める高齢者等の支援の入り口とも言える役割を担っています。
- 相談によって受け止めた課題は、地域包括支援センターのみで解決できる場合もありますが、必要に応じて、区役所、区社協、関係機関、地域団体等へつないでいきます。
- 相談を受け止め、課題を解決するため、様々な社会資源を把握していきます。

1 個別相談への対応及び関係部門、関係機関へのつなぎ

- ①窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者への適切な対応を行います。
- ②介護保険に関する相談が最も多いので、制度説明、要介護認定の支援を行うとともに、居宅介護支援事業者と連携して利用者の希望に沿いながら適切な介護サービスが受けられるよう支援していきます。
- ③地域包括支援センターは、介護保険等高齢者の相談等を受けるだけでなく、こどもや障害者に関する相談があった場合は、まずは相談を受け止め、必要に応じて適切な関係機関へつないでいきます。

2 出張相談等

- ①地域住民対象に介護・医療に関する情報提供を含めエンディングノートに関する講演会など出前型の講座を行う中で個別相談につなげます。また、消費者被害の予防対策や権利擁護など生活に身近な問題の相談が安心して行えるよう、士業（行政書士・司法書士・弁護士）の方々による個別相談会を設けています。

3 地域の特性の把握、地域における社会資源の把握とネットワーク化

- ①相談の中から、地域の課題を把握し、部門間で連携して解決方法を検討していきます。
- ②地域における高齢化、少子化の状況、独居者の増加傾向、町ごとの特性等を把握します。
- ③地域の組織、福祉保健団体・人材を把握し、これらのネットワーク化を図っていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(イ) 認知症支援事業について

＜基本的考え方＞

- 高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症患者数も増えています。
- 認知症になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方と連携して認知症の方を支える取り組みを行います。
- 認知症を多くの方に正しく理解していただくため、様々な啓発事業を継続的に行います。
- 認知症の方の介護に関する不安を軽減するため、家族を支援するための取り組みを行います。

1 認知症患者数の推計

(厚生労働省公表推計)

		2012年	2020年推計	2025年推計	2030年推計
国	認知症患者 推計 (対65歳以上比率)	462万人 (15%)	617万人 (17.6%)	703万人 (19.8%)	787万人 (22.0%)

金沢及び能見台の人数は、国の65歳以上高齢者に占める認知症高齢者比率を当てはめた推計値

金沢区	高齢者数 認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	2019年	能見台 プラザ 圏域	2019年	
				高齢者数 認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	9,185人 約1,589人 (17.3%)

2 認知症の方を地域で支えられる仕組みづくり

- ① 窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者・家族への適切な支援調整を行います。
- ② 介護保険の代行申請も行い、また、適切な関係機関へつないでいきます。
- ③ 医療機関、駅、郵便局、スーパー、薬局、新聞販売店等に配布・掲示していただき、認知症が疑われる情報をケアプラザに連絡していただき、関係機関と連携して対応していきます。
- ④ 金沢区・金沢警察署・関係機関でつくる「認知症高齢者等SOSネットワーク」に参加し、認知症高齢者が行方不明になった場合、早期発見・早期保護するために協力します。

3 認知症の正しい理解のための普及啓発

- ① 地域住民対象に寸劇などを交え、介護や認知症、権利擁護に関する出張講座などを行います。
- ② 地域向けに、また小中学校の生徒向けに認知症サポーター養成講座を実施していきます。
- ③ 士業（行政書士・司法書士・弁護士）と連携し、成年後見制度を始め権利擁護に関する個別相談会を定期的に開催していきます。

4 認知症の方の家族を支える取り組み

- ① 認知症高齢者を抱える家族の約半数は介護の負担を感じています。孤立予防のための「町内会でのサロン」や介護者の孤立感解消と介護の精神的負担軽減のための「介護者のつどい」を毎月開催していきます。
- ② NPO法人「さくら茶屋にしぶ」が月一回開催する「認知症カフェ」（さくらカフェオレンジデー）に出向き、認知症当事者、介護者の相談に応じるとともに支援者であるボランティアへの助言を行っていきます。

5 消費者トラブル防止のための取り組み

- ① 認知症高齢者は、消費者トラブルの被害を受け易いため、トラブルに防止のための取り組みは、重要です。消費者トラブル防止のための取り組みは36頁に記載します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ウ) 権利擁護具業務について

＜基本的考え方＞

- 困難な状況にある高齢者の権利を守り、尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、関係機関や地域と連携して権利擁護事業に取り組みます。
- 家族による虐待が疑われる場合は、状況をよく把握し、速やかに区に報告、区と連携して必要に応じて虐待家庭を訪問するなど、虐待防止についての適切な対応を行います。
- 判断能力の低下した方について、成年後見等の制度を適用するための支援などを行います。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者を守るため、消費者被害の防止のための啓発事業等を行います。

1 高齢者虐待等の早期発見、区と連携した対応

- ①地域包括支援センターの役割として、区民、民生委員、介護事業者などからの様々な相談、情報、通報によって、高齢者虐待等（疑いを含む）を発見する役割を担っています。
- ②虐待の疑いを把握した場合は、本人の状況、養護者の状況、介護サービス利用状況と関係者の有無などの状況を確認します。
- ③虐待を把握した場合、緊急避難となる介護保険施設等へ「やむをえない措置」入所の権限は区にありますので、把握した虐待に関する情報は、直ちに区の高齢者支援担当に報告します。
- ④区の指示に基づき、必要に応じ民生委員の方とも連携、訪問等による状況確認や支援を行います。
- ⑤ケアプラザの職員は、直接的には地域包括支援センター職員（社会福祉士）が虐待についての担当となります。他の職員についても、職員全員に対する虐待防止研修を定期的に行い、虐待に関する意識を高めていきます。

2 判断能力の低下した方のための「成年後見制度」や「区社協あんしんセンター」の活用等

- ①認知症などによって判断能力を欠く場合、介護サービスの利用や金銭管理、法律行為を行うための仕組みとして成年後見制度があります。
- ②また、成年後見制度の適用までいかないけれど、判断能力が十分でない方を支援するための仕組みとして「横浜市社協あんしんセンター」、「金沢区社協あんしんセンター」があります。
- ③窓口や電話での相談、民生委員の方や事業者から、判断能力が低下した方の情報を把握した場合は、成年後見制度や区社協安心センター説明等を行います。
- ④家族の中で適切な意思決定ができる方がいない場合など、成年後見制度の利用が必要と判断される場合は、同制度の申し立てに関する支援（裁判所への申し立てに必要な鑑定に関する医療機関との調整、成年後見人を推薦できる団体との調整等）を行います。
- ⑤申し立てを行える親族がいない場合等は、区長申し立てが必要になるため、区につなぎます。
- ⑥区、関係機関で構成する成年後見ネットワーク事業連絡会に参加、事例検討、情報交換を行い、成年後見制度等の普及啓発に取り組みます。

3 消費者被害の防止、啓発

- ①高齢者を狙う悪質商法、振り込め詐欺等の消費者被害対策として、関係機関や民生委員等と連携し、訪問時や地域の会合等の場での啓発チラシの配布・説明等を行っていきます。
- ②民生委員、ケアマネジャー、介護事業者にも、消費者被害に関する情報を提供し、啓発に協力してもらうとともに、被害の早期発見の担い手を増やしていきます。

4 認知症高齢者への支援

- ①認知症高齢者は、自ら権利を守ることが困難なので、その権利擁護業務は重要です。認知症高齢者についての取り組みは、35頁に記載します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

○様々な課題を抱える高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけでなく医療に関する情報や地域の様々な社会資源を活用した「包括的な支援」を行うとともに、生活環境の変化等に応じて「継続的な支援」を適切に行うことが必要です。

○個々の利用者のケアマネジメントを行うのは居宅介護支援事業所のケアマネジャーですので、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントができるよう支援することが包括的・継続的ケアマネジメント支援です。

1 ケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを行うための環境づくり

- ①ケアマネジャーが包括的なケアマネジメントを行うためには、事業者による介護サービスだけでなく、利用者の医療に関する情報やインフォーマルサービス（地域住民によって行われている活動）を活用することが重要です。
- ②介護施設も含めた介護サービス事業者情報、医療機関に関する情報だけでなく、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握し、それらの情報をケアマネジャーに提供することにより、包括的・継続的ケアマネジメントを支援します。
- ③ケアマネジャーや医療関係者、インフォーマル団体との情報交換会や研修会を開催して、関係機関との連携体制をつくっていきます。



2 ケアマネジャーに対する個別支援

- ①電話、メール、居宅介護支援事業者への訪問などによって、個々の事例対応や制度についてケアマネジャーの相談相手になり、ケアマネジメントへの支援を行います。
- ②支援困難事例について、ケアマネジャーの相談相手となり解決の窓口とともに考えること、ケアマネジャーを支援できる窓口を照会すること、必要に応じて同行訪問することなどによってケアマネジメント支援を行います。
- ③新任のケアマネジャーは、不安を抱えている場合が多いので、適切なケアマネジメントが行えるよう、高齢者への支援の方向をともに考えるなどにより、ケアプランの作成指導を行います。

在宅医療・介護連携推進事業

○介護保険法改正によって、医療と介護の連携の推進が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に位置づけられ、地域包括支援センターがその役割の一部を担うことになっています。

○団塊の世代が75歳以上となる2025年には、金沢区の高齢化率は約31.4%を超えると見込まれています。

○75歳以上高齢者は、医療や介護が必要になる割合が高く、病院や介護施設のベッド不足等から在宅者が増えていくので、医療と介護が連携して在宅で支えることが必要になります。

1 要医療・要介護者を支援するための医療と介護の連携

- ①在宅の要医療・要介護者のケアプランを作成する際、訪問介護や通所介護等の介護サービスとともに訪問看護サービス等の医療系サービスをケアプランに組み入れます。
- ②定期的に行われるサービス担当者会議などの場面で、医療サービス担当者から、利用者の病気・治療に関する情報や介護時の医療面からの助言などの情報提供を受けます。

- ③介護サービス担当者は、サービス提供時の利用者に関する情報で気づいた点などの情報提供を医療サービス担当者に行います。
- ④また、入院中の要医療・要介護者が退院する際、スムーズに要介護認定を申請することや在宅介護サービスを受けられるよう介護サービス事業者と調整することが重要です。
- ⑤そのため、病院とも連携し、病院から在宅へのスムーズな移行を支援していきます。

2 連携のための医療・介護関係者の相互協力体制の構築

<研修会>



- ①医療・介護従事者が、連携して要医療・要介護者の支援を行うためには、医療・介護従事者が相互の役割を理解することが重要です。
- ②区内主任ケアマネジャー部会と合同で、医師会、薬剤師会、医療相談担当者（MSW等）との情報交換会や研修会を開催していきます。
- ③上記検討会に地域の訪問看護師連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域在宅医療相談等の関係者の参加を促して、情報交換や連携方法の検討等を行い、地域の医療と介護に関する協力体制を築いていきます。
- ④区内の包括で協働して、医療機関や薬局等に地域包括支援センターの連絡先や担当地域を記載したチラシを配布して、地域住民が速やかに支援を受けられるよう取り組みます。
- ⑤地域ケア会議や研修会への医療機関等の参加を依頼し、密接な連携が取れるよう顔の見える関係を構築します。

3 医療や介護に関する地域の方への啓発事業

- ①プラザにおいて同じ法人である若草病院の医師や看護師等に依頼して、地域向け医療講座を開催するとともに、介護に関する説明会等を実施し、医療や介護に関する正しい知識の啓発に努めます。

才 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 国は、地域包括支援ネットワークを構築するための有効な手法として、地域ケア会議を位置づけました。
- 地域ケア会議は、「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を同時に推進し、地域包括支援システムを実現させるための重要な手法として期待されています。
- 地域ケア会議は、「個別レベル」「日常生活圏域レベル」「区レベル」等の会議があり、それぞれのレベルでネットワークの構築を進めることとされています。

1 個別レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題のケア会議を開催して、利用者の自立支援と担当ケアマネジャーの業務支援を行います。
- ②利用者の方が住み慣れた地域で生活していくためのシステムについて、参加者と検討しその手法を参加者が地域に持ち帰り共有することで、地域包括ケアシステムの基盤の構築につなげます。

2 日常生活圏域(包括)レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題の解決や地域課題の抽出を行うために、関係する地域の医療・介護・インフォーマルサービスを含めた多職種が参加する地域ケア会議を開催します。
- ②会議で抽出された課題や対応方法を共有し、地域課題を反映したネットワークの構築を協同して進めるとともに、地域におけるインフォーマルサービスの開発等について検討します。

3 区レベルの地域ケア会議への参加

- ①区レベルの地域ケア会議に参加し、区内の医療・保健・福祉の関係者が、日々の業務でより連携が図りやすくなるよう業務上の課題や制度改正等の必要な情報交換を行います。

4 地域ケア会議の開催方法の例

①地域ケアプラザの圏域を対象にした地域ケア会議は、年3回程度開催していきます。

<地域ケア会議の参加者>

区、区社協、包括専門職、ケアマネジャー、医師、介護事業者、医療関係者、民生委員等

②個別課題の検討の積み重ねにより、共通する地域課題を発見・把握していきます。

<共通課題の例>

- ・ケアマネジャーのサービス計画書に、自立支援の視点を入れるマネジメントの支援。
 - ・困難事例や多問題ケースを、地域の中で共有した問題としてとらえる。
 - ・認知症などによる問題が、地域の関係者のみでは対応が難しくなってきた。
- ③共通する地域課題から、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源が結び付くように、研修会を開催して地域に働きかけていきます。

<必要な資源開発の例>

- ・認知症の方の生活問題を見守っていく住民のネットワーク
 - ・地域の方が中心となって、高齢者が参加できるサロンを立ち上げる。
 - ・地域の方が、健康ウォーキングや健康体操など行う場をつくることを支援する。
- ⇒地域ケアプラザの地域活動交流機能を活用し、地域に働きかけていきます。
- ⇒インフォーマルサービスのケアプランへの位置付けをケアマネに働きかけていきます。
- ② 日常生活圏域内で解決困難な課題は、区市レベルでの施策化について提言していきます。

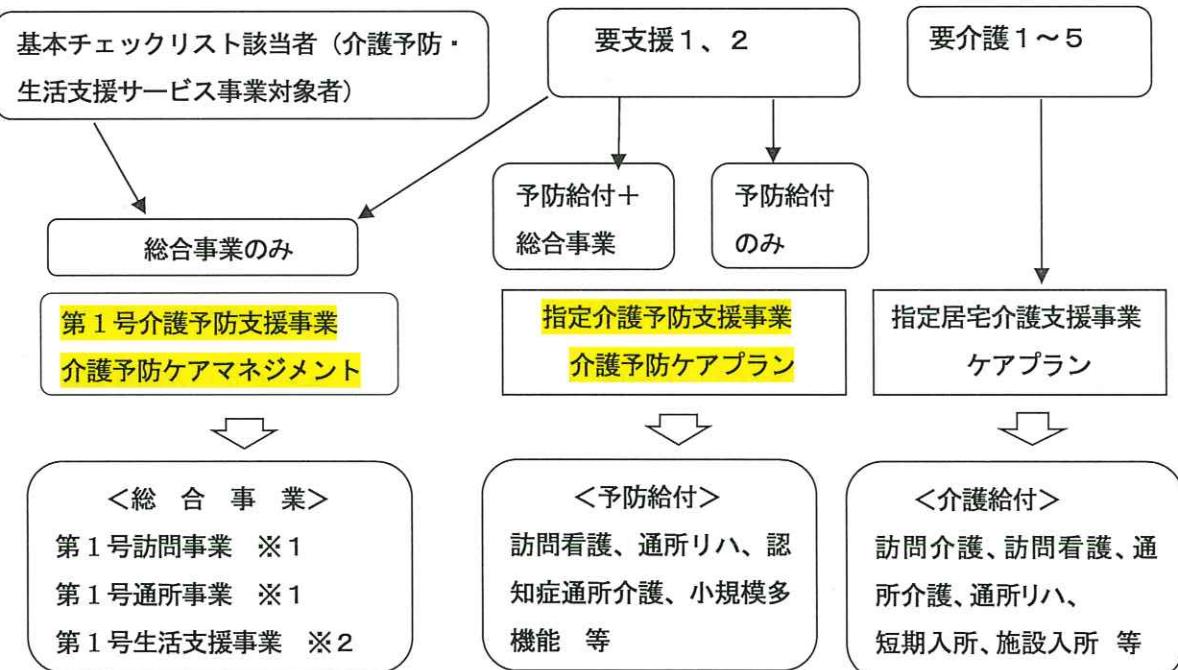
力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法
及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

＜指定介護予防支援事業とは＞

- 要支援者が介護予防給付（サービス）を受けるために、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するかについて、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てます。
- 要支援認定者のうち、「予防給付のみ」「予防給付+総合事業」を利用する方のプランを、介護予防ケアプランと言い、同プランを作成する事業を「指定介護予防支援事業」と言います。

＜第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）とは＞

- 基本チェックリストによって抽出された「要支援等になる恐れのある方」及び「要支援認定者」で「総合事業のみ」を受ける方のプランを作成することを介護予防ケアマネジメントと言い、同プランを作成する事業を第1号介護予防支援事業と言います。



※1 従来の介護事業者が提供する訪問介護、通所介護に加え、住民主体の訪問型、通所型サービスも含む

※2 住民ボランティア等が行う見守り、栄養改善を目的とした配食サービス等

＜介護予防ケアマネジメント＞

1 自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

- ① 高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援、要介護状態になったとしても、できるだけ悪化を防ぎ、自立した日常生活を送れるよう支援します。
- ② 高齢者が、地域の中で生きがいや役割を持てる居場所を見つけ、通い続けられるよう、心身機能、活動、参加にバランスよくアプローチしていきます。
- ③ 地域資源も含めた多様な支援サービスを組み合わせ、本人の状況変化に応じて支援します。
- ④ 事業対象者及び要支援者については、心身の生活機能が衰えている原因をアセスメントし、本人の希望する生活をイメージできるようなケアプランを作成します。

2 介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメント対象エリア＝能見台包括エリア

- ① 能見台地域包括支援センターエリアは、能見台1～6丁目、能見台通、能見台東、片吹、西柴1～4丁目、堀口、長浜、長浜1～2丁目です。
※上記は、地域包括支援センターのエリアで、ケアプラザ貸室の利用はエリア外でも可能です。
※令和4年度に西柴2丁目から4丁目は柴町に新設されるケアプラザに移管される予定です。
- ②能見台包括エリア内のすべての介護予防ケアマネジメント・介護予防ケアプランの作成は、地域ケアプラザが行います。(ケアプランの一部を居宅支援事業者に委託します。)

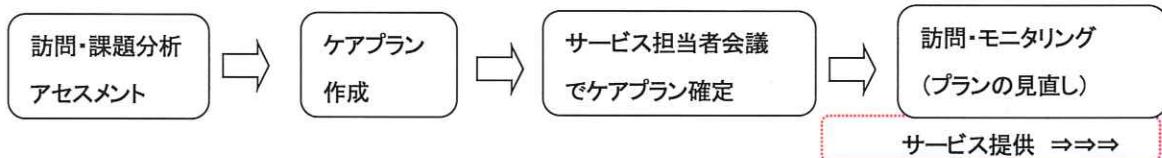
3 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30 年度	252	249	250	256	249	234	241	241	246	248	249	247	2,962
H29 年度	207	220	228	233	244	244	252	255	258	256	245	248	2,890
H28 年度	164	171	192	187	184	185	189	187	194	196	198	204	2,251

4 具体的な支援内容の計画作成方法

(1) 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成等の流れ

- ①高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、個人の生活に合わせて総合的な支援を行うとともに、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう支援していきます。



- ②介護予防ケアプランも介護予防ケアマネジメントも基本的には、同じ流れで、課題分析、プラン検討、作成が行われます。
③しかし、介護予防ケアマネジメントでは、担当者会議の省略、モニタリング頻度を減らす、初回のみのケアマネジメントとするなど簡略化したケアマネジメントとなる場合があります。

(2) 地域の様々な資源の活用

- ①サービス事業者、保健、医療、福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービス（※）との連携が不可欠なため、共同の勉強会やケース検討会等を通じてネットワークを強化していきます。（※公的な介護保険サービスでない、地域団体等による福祉活動・サービス）
②地域ケアプラザ・コーディネーターや民生委員など地域の方とインフォーマルサービスの情報を共有していきます。必要に応じて、地域のインフォーマルサービスもプランの中に位置付けていきます。

5 担当職員の確保、人材育成及び居宅介護支援事業者への業務委託

- ①該当する地域包括支援センターエリア内の介護予防ケアマネジメント（プラン作成）は、すべて地域包括支援センター職員（保健師職を中心）が行うことになっています。
②保健師職を中心に主任ケアマネジャー、社会福祉士、及び介護予防プランナーの地域包括支援センター職員が連携して、介護予防ケアマネジメント・介護予防プランの作成に努めています。
③但し、プランの一部は、居宅介護支援事業者に委託できることとなっていますので、自立に向けた効果的なケアマネジメント実施に係る人員確保のためにも、できる限り委託を推進していきます。
④居宅介護支援事業者への委託の際は、公正中立性を確保するために、サービス利用者の方に選択肢を提示、利用者の方の意見を尊重しつつ委託することによって、プランを作成していきます。
⑤利用者の自立に向けたケアマネジメント能力向上のために、プラン作成担当者向けの研修会を、定期的に開催していきます。
⑥本研修会においては、介護予防ケアプラン等の委託を行った場合の受託事業所のケアマネジャーの質の向上も図っていきます。

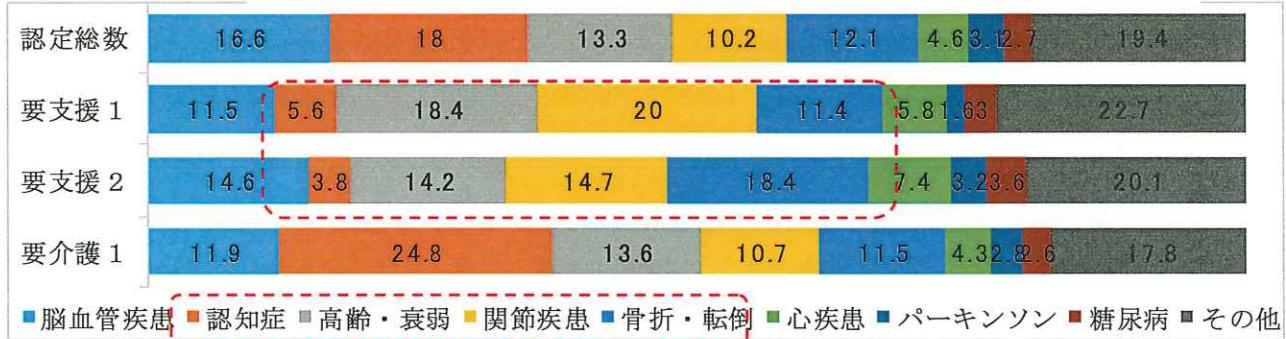
キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

＜介護予防・認知症予防の重要性＞

- 介護保険制度開始以来、軽度認定者の方の増加率が高いと言われています。
- 要介護状態になった原因是、軽度の方は、高齢による衰弱、関節疾患、骨折・転倒の割合が高く、徐々に生活機能が低下する廃用症候群に該当する方が多いと言われています。
- また、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）は要介護認定者の約6割と言われ、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年に向け、増加が見込まれています。

＜介護が必要となった主な原因（平成28年度国民生活基礎調査）＞



＜基本的考え方＞

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方とともに、健康づくりや体力づくりの場を増やしていくとともに、介護予防・認知症予防の啓発に取り組んでいきます。
- また、プラザにおける自主事業等も介護予防・認知症予防の観点から様々な事業を展開していきます。

1 地域の方と連携した介護予防・認知症予防の普及啓発

- ①地域における高齢者の食事会、ミニデイサービス、相談会等に参加して積極的に介護予防の啓発を行っていきます。日常の中で介護予防を意識した生活を行うよう支援していきます。
- ②ケアプラザの介護予防事業や、地域活動の支援者向けの研修などを通じて、地域が主体となった介護予防活動が定着するようして、介護予防の啓発を行います。
- ③地域の町内会館や1人暮らしサロンにおける介護予防の出張講座等様々な場面で介護予防・認知症予防の啓発に努めています。
- ④地域での啓発推進のため、認知症サポーター養成講座を行い、サポーターを増やしていきます。

2 元気づくりステーションやサロン等の実施

- ①高齢の方が体操など様々な活動を通じて、介護予防に取り組む地域のグループ活動の場として、「元気づくりステーション」や、地域型の体操教室、高齢者の閉じこもり防止のためのサロンや会食サービスなどを地域の方とともに実施していきます。
能見台では、現在「能見台スリーAの会」が、元気づくりステーションとして、毎月1回活動しており、区と協力して、活動の後方支援を行っています。



＜コグニサイズ＞

3 認知症の予防について

認知症予防に効果的な、コグニサイズやスリーA、スクエアステップ講座などを普及し、地域が主体となって実施していくように、活動の後方支援を行っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

＜地域包括ケアシステムと地域包括支援ネットワーク構築の必要性＞

- ①2025年には、団塊の世代が75歳以上となります。75歳以上の方は、介護が必要な割合がかなり高いため、要援護や認知症の高齢者が急増することが見込まれています。
- ②病院や介護施設の入院・入所率の大幅増は困難であり、多くの要介護者や認知症高齢者の地域での在宅生活を支えるためには、地域包括ケアシステム構築が求められています。
- ③地域包括ケアのためには、地域におけるボランティア等のインフォーマルサービスと、行政、医療介護専門職、関係機関等のフォーマルサービスの連携が不可欠です。
- ④そのためには、多くの職種がネットワークを構築し、地域における共通課題を解決する方策を検討することが求められています。

1 地域団体やボランティア団体との連携によるネットワークの構築

- 地域団体・ボランティア団体が行うミニディイ、配食・会食、見守りなどのインフォーマルサービスを、介護事業者等のフォーマルサービスとともに要援護者に提供することが求められています。
- フォーマルサービスとインフォーマルサービスをネットワーク化するには、プラザが地域団体、ボランティア団体と日常的に連携し、様々な会議・事業・活動に関わり情報を把握していきます。
- そして、把握した情報を見る化し、介護事業者、ケアマネジャーなどに情報提供していくことによって、インフォーマルサービスとフォーマルサービスをつないでいきます。

2 福祉・介護専門職との連携によるネットワークの構築

- 介護サービス利用者の担当者会議において、介護サービス事業所、ケアマネジャー、包括支援センター職員、医療関係者等が日頃から顔の見える関係を引き続き作りあげていきます。
- ケアプラザの各職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター）は、月1回、職種別会議を開催しています。そこでは区役所の専門職や区社協の専門職も参加し、様々なテーマで意見交換が行われていますので、日頃からのネットワークを引き続き作りあげていきます。
- 医療と介護に関する連携会議、成年後見ネットワーク、認知症高齢者ネットワークなどでも多職種が様々な場面でネットワークをつくっていますので、引き続きケアプラザも参加してネットワークを作りあげていきます。
- 様々なネットワーク場面で、プラザが把握しているインフォーマルサービス情報を提供することによって、フォーマルとインフォーマルサービスが併せて提供されるよう取り組んでいきます。

3 地域ケア会議を活用したネットワークの構築

- 多職種が連携する地域ケア会議を個別レベル、日常生活圏域（包括エリア）で開催し、多職種のネットワーク化を推進するとともに、地域におけるインフォーマルサービスの開発等について検討していきます。
- 区レベルの地域ケア会議にも参加し、医療・介護・福祉関係者が様々な情報交換を行い、多職種連携のネットワーク化を推進していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

＜居宅介護支援事業とは＞

- 要介護認定を受けた方が在宅で介護サービス（訪問介護や通所介護、短期入所等）を受けるためには、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するか等について、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てることが必要です。
- これを、ケアプランと言い、ケアマネジャーが作成しますが、要介護1～5の方のケアプランを作成する事業を「居宅介護支援事業」と言います。

居宅介護支援事業 月別延べ利用者数

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
30 年度	130	128	131	132	121	123	133	136	136	129	136	135	1570
29 年度	142	138	141	134	126	125	131	138	148	133	135	132	1623
28 年度	138	139	147	141	140	147	162	145	145	149	153	150	1756

＜基本的考え方＞

- 公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、持っている能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また、必要な介護サービスが適切に利用できるようケアプランの作成に努めます。
- 利用者の方の立場に寄り添い、ご本人の意思を尊重したケアプラン作成に努めます。

1 居宅介護支援事業のエリア

地域ケアプラザの指定申請時の届出エリアは、金沢区全域です。居宅介護予防支援と違い、区内には多くの居宅介護支援事業者が存在し、利用者は事業者の選択ができます。

2 ケアプランの作成

- ② 適切なサービスが利用できるよう、定期訪問やモニタリング等を毎月実施します。
- ③ ケアプランに位置付けるサービスが特定の事業者に偏らないよう、利用者による事業者の選択を尊重し、公正中立なプラン作成に努めています。
- ④ 年1回アンケートを行い、利用者の声を支援に生かしていきます。
- ⑤ 退院カンファレンスや往診時同席など医療との情報共有に努めます。
※「アセスメント～プラン作成等」の流れは介護予防支援と同様です。

＜アンケート結果＞

家族の事も気にかけてくれます。
細かい説明があり解りやすい。等々…

3 介護予防支援事業者、関係事業者との連携

- ① 連絡会等を通じ介護予防支援事業者や関係事業者との連携に努めます。

4 年2回の事例検討会の開催等

- ① 富岡ケアプラザ他事業所と共に事例検討会を開催し、互いに情報交換に努めます。
- ② 年間を通じて認知症の研修会に参加をしています。

5 ケアプラン作成担当職員の質の向上と公正中立性の確保

- ① 利用者が住み慣れた場所で自分らしく、自立した生活、質の高い暮らしができるように支援を行っていきます。
- ② 利用者本位の生活が提供できるように、公正中立を守り、保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、サービスの質の向上と、利用者の意向が十分に反映されたプラン作りを心がけていきます。今後も継続したアセスメントを行い、生活の質を高められるよう努めています。
- ③ 利用者や家族へ継続的に情報提供を行い、有意義にサービスの利用を行っていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

デイサービス（通所介護・介護予防通所介護、第1号通所事業）月別延べ利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	663	685	702	691	732	703	768	711	663	638	619	732	8,307
平成29年度	741	795	766	784	785	716	722	713	657	603	579	710	8,571
平成28年度	789	785	769	797	756	775	812	780	747	733	740	826	9,309

平成30年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者割合 (%)	2	16	34	35	10	3	1

1 デイサービス運営方針

- ① 外出の機会をもつ事で閉じこもりを防ぎ、心身機能の維持と能力向上を図ります。また家族の介護負担の軽減につなげます。
- ② 利用者個々の身体の能力に応じたサービスを提供します。
手先を使う刺し子や脳トレパズルなどの趣味活動・
レクリエーション・運動器機能向上訓練などで心身の能力維持と活性化を図ります。
- ③ 理学療法士によるリハビリ指導・歯科医による口腔ケアなど健康維持に役立つプログラムで利用者の自宅でも活用できるサービスの質向上につなげます。
- ④ いつも温かく栄養バランスのとれた手作りの昼食とおやつを提供します。
利用者の好み・意見を取り入れるため献立会議を行い、メニューを検討しています。



体操も盛り
上げます



素晴らしい作
品ばかりです

2 デイサービスの1日の流れ

8:30	送迎車にてご自宅までお迎えに伺います。到着後看護師がバイタルチェックを行います
9:30	入浴プランのある方は順次入浴していただき、安全に入浴できるよう介助いたします。 刺し子などの手芸や脳トレの言葉パズルなどご本人の希望される趣味活動をお勧めします。
12:00	誤嚥予防のためのお口の体操を行い、昼食の時間です。食後にはコーヒータイムもあります。
14:00	ボランティアによる演奏会や体操・ゲームなどレクリエーションを楽しんでいただきます。
15:30	おいしいおやつとお茶をお出しします。
16:00	歌の時間です。歌集は複数用意しており、ピアノでの伴奏が好評です。
16:35	順次送迎車にてご自宅までお送りします。

3 利用者の声を聞き、サービスを見直していく仕組み

- ①アンケート調査、お悩み相談やご意見交換の場となる家族会を年に一度開催し、利用者とご家族の希望に沿ったより良いサービスを提供できるよう努めています。

4 デイサービス職員の質の向上、事故防止の取組

- ① 職員全員参加の全体ミーティングを行います。様々な情報、課題、問題点、研修（感染症、認知症、事故防止など）などを議題に行っていきます。
- ② 外部・内部の研修の場に参加し知識の向上と技術磨きに努めています。



地域交流も盛んです

5 地域、小中学校、ボランティアとの交流

- ① 園児や学生のボランティア活動、福祉体験受入により、幅広い年齢層との交流の機会を持っていただきます。
- ② 地域で活動している団体（お琴演奏、コーラス等）を招きクリスマス・敬老週間をはじめ午後のレクリエーションを盛り上げていただきます。

6 広報、利用者数を増やす取組

- ① 奇数月に発行するケアプラザ広報誌「なでしこ」（年6回）のデイサービスニュース欄に行事の様子などデイでの活動を掲載します。広報誌は地域の町内会・自治会等と利用者・家族に配布し、地域や他の介護者、事業所へのデイサービスのPRに努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザの運営財源 1 指定管理料

地域ケアプラザ運営事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業、一般介護予防事業については、横浜市からの指定管理料で運営されています。

1 地域ケアプラザ運営事業、地域包括センター運営事業等

(千円)

項目	金額	経費に対する考え方	経費に対する考え方	金額
人件費	10,914	所長（兼務1／8）、 コーディネーター（常勤専従1名） サブコーディネーター（非常勤）	所長（3／8兼務） 社会福祉士（常勤2名）、保健師 等（常勤2名）、主任ケアマネジ ャー（常勤1名）、生活支援コー ディネーター（常勤1名）	
事業費	450	各種自主事業実施経費（広報・印刷費、講師謝金等）		
事務費	2,000	各事業実施のための備品費、消耗品費、交通費・ガソリン代、通信運搬費等		
管理費	6,779	光熱水費、施設の保守管理費、小破修繕費等 ※施設内経費を、事業ごとに按分		1,580
その他		消費税等		756
利用料金 の活用	△3,990	指定管理料に係る事業で、単年度マイナスが生じた場合は、デイサービス等 の介護給付事業から補填します。		
合 計	16,153			40,757

2 一般介護予防事業費 154千円

3 指定管理料 合計額 57,064千円

4 利用者サービス向上のための経費、修繕費への配分

- ①利用者サービス向上のため、目安箱を設置し、利用者からの施設の改善要望に対して、できる限り優先的に経費の配分を行っていきます。
- ②施設を安全で快適に利用していただけるよう、修繕の必要箇所が見つかった場合には、できる限り速やかに修繕等を行っていきます。

5 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
 - ・夏季冷房28度、冬季暖房19度の設定を基本にきめ細かく対応
 - ・使っていないパソコンのこまめな電源OFF
 - ・空き室の消灯の徹底、利用の少ない夜間における照明OFF
 - ・トイレにおける節水呼びかけ 等
- ③コピー用紙は、極力両面コピーを徹底するとともに、印刷物はできる限り節減していきます。
- ④自主事業の材料費等については、適切な実費を参加者からいただいていきます。
- ⑤合同祭などについては、企業の協賛等も得ていきます。
- ⑥利用者の方がコピー機等を使用する場合は、適切な実費をいただいていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

地域ケアプラザの運営財源2 利用料金

事 業 種 別	運 営 財 源
介護保険事業 (給付)関連事業等	① 通所介護、介護予防通所介護 第1号通所事業等 (デイサービス事業) 介護報酬(9割～7割)等 +利用者負担(1割から3割) (条例上は、 利用料金 として位置付け)
	② 居宅介護支援、介護予防支援 第1号介護予防支援事業 (ケアプラン作成事業) 介護報酬(10割)等 ※利用者負担なし (条例上は、 利用料金 として位置付け)

※ 介護保険給付事業であるデイサービス及び居宅介護支援等の事業は、横浜市地域ケアプラザ条例上、施設の利用料金として位置付けられていますが、いわば独立採算的事業として、介護報酬等の範囲内で運営されています。

1 利用料金の収支の活用

- ①デイサービス等の介護報酬の中から、施設使用料相当分として、施設規模に応じ市が定める一定金額を指定管理料から控除して指定管理料を設定します。
- ②指定管理料に係る事業（地域活動交流事業、地域包括支援センター事業）で、単年度の赤字が生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業の利用料金の収支差額から補填します。

2 介護保険事業（給付関連事業等）における運営効率性についての考え方

- ①介護報酬の中で、適切な運営と必要なサービス提供が損なわれないよう取り組んでいきます。
- ②介護保険事業の経費は人件費に負うところが大きいため、各部門に必要不可欠な常勤職員を確保するとともに非常勤職員を活用することで、介護報酬内で効率的な運営ができるよう努めていきます。
- ③運営費節減だけでなく、利用者数の増が運営効率化の大きな要素であるため、様々なPRを進め、信頼される事業者となることによって、利用者を獲得していくことを目指します。
- ④デイ事業等は、登録ボランティアの力も借りることにより効率的な執行に努めています。

3 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、要介護の方に対する事業であることを配慮し、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
 - ・夏季冷房28度、冬季暖房19度の設定を基本に設定いたしますが、要介護の方の状態やニーズを把握し、きめ細かく対応していきます。
 - ・空き室の消灯の徹底、利用の少ない夜間における照明OFF
- ③コピー用紙は、極力両面コピーを徹底するとともに、印刷物はできる限り節減していきます。

4 寄付文化の醸成

- ①地域や福祉のための寄付や企業協賛等のPRを行うとともに、寄付等の申し出があった場合は、広報紙等で感謝の意を表しできる限り寄付文化を醸成していきたいと考えています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

<基本的な考え方>

- 過去の事業の積み重ね、過去の地域の様々な団体やボランティアグループとの関係の積み重ねのうえに、地域ケアプラザの事業は成り立っています。
- これらの関係は、一朝一夕にできるものではなく、平成13年の能見台地域ケアプラザ開所以来、長い積み重ねのうえにつくりあげてきたものです。
- その関係の構築・維持のためには、多くの地域ケアプラザスタッフが、地域の様々な行事に参加し、地域の方とともに活動・交流し、顔の見える関係の中で、信頼関係を築き上げてきたと言えると思います。
- 私たちは、地域の方たちとの信頼関係、地域の方たちとのネットワークこそが、今までの指定管理期間における最も大切な実績だと考えています。

1 地域における地域ケアプラザ利用者の定着（年間延べ約3万2千人の利用者）

- ① 貸室 年間延べ利用者 約1万5500人※夜間の利用実績を伸ばしました。
- ② プラザ主催事業利用件数 年間約800回 延べ参加者 約6,000人
- ③ デイサービス 年間延べ利用者 約9,000人
- ④ 居宅介護支援 年間延べ利用者 約1,600人

2 地域や関係機関と連携した様々な取組

地域の方、区や区社協、学校等関係機関のご協力をいただき様々な取組を行ってきました。
また、地域の自治会、民児協、地区社協等の定例会議には、積極的に参加し、地域との関係を構築するとともに、地域課題についての情報交換を行っています。

(1) 障がい児・者に関する取組

- ① スマイルカフェ 障がいのある子供と保護者の広場。レスパイトケア、その他育児をすすめていくうえでのコツなどの情報交換を行う場を提供します。
- ② ハッピーポップ 青年期の障がい者の居場所と友だちづくり。高校生ボランティアの協力を得て、お菓子づくり、ゲームを通じ地域との交流を図ります。

<スマイルカフェ>



<ハッピーポップ>



<にこにこ広場>



(2) 子育て支援に関する取組

- ① 子育て支援連絡会 能見台プラザエリアの子育て支援活動をしている方々が定期的に集り地域や子育て広場の様子について情報交換・共有します。

- ② にこにこ広場 子育て中の親子の広場(0歳～未就園児)。情報交換、養育者のストレス軽減、交流の場。子育て支援ボランティアにこにこ会の協力を得ています。

(3) 高齢者支援に関する取組

- ① ミニデイサービスや配食サービスは、一人暮らし高齢者支援のため重要な活動です。そのような活動団体の貸館利用について、プラザが後援し年間計画をサポートしています。
- ② 高齢者の居場所づくりと交流のため年2回、「にぎやか亭」を開催。毎回、男の料理教室のボランティアとそば打ちグループ「のど越しの会」、地元の連合・民児協の協力を得ています。

特徴的な取組

3 地域に出向いて実施するアウトリーチの取組

- ① 生活支援コーディネーターが配置され、包括職員の増員がされたことにより、ケアプラザから地域に積極的に外へ出る、アウトリーチの取り組みを強化する体制が整いました。
- ② 健康講座、体操教室などを地域の会館等で開催する際に、地域活動の支援者や民生委員から最近気になる方の情報を収集したり、相談につなげることができました。
- ③ 金沢東部地区などケアプラザから距離の遠い地区からのリクエストにも応え、定期的な会合やサロンの後に、ニーズがあれば個別の相談に対応しています。
- ④ NPO 法人「さくら茶屋にしづば」より介護予防・生活支援サービス補助事業申請の相談を受け、区・区社協と連携し支援しました。補助対象事業として「げんきライフさくら茶屋」が週一回スタートし、継続的に支援しています。

4 エリア内の民間企業や地元商店とコラボレーションした取組

- ① 生活支援コーディネーターと地域活動交流コーディネーターが協働し「植木の剪定」講座、「季節の寄せ植えをつくろう」講座、「美味しいミルクティーの入れ方」講座を企画し、その開催にあたり、地元企業や商店に協力していただき講師をお願いしました。
- ② 京急ストアの店舗にて保健活動推進員と協働で健康チェックのイベントを実施することで地域のニーズと企業の社会貢献のニーズとを結びつけることができました。
- ③ イトーヨーカドーの社員向けに認知症サポーター養成講座を実施しました。

5 男性の社会参加を進める各種講座・事業の取組

- ① ケアプラザの主催する講座や行事、また地域のサロンでも、参加者は女性ばかりです。定年退職を迎えた男性高齢者は地域に多く存在するのに、地域活動や仲間とともに趣味活動に参加する男性はわずかです。そこで高齢男性を地域にデビューするきっかけづくりの各種講座を企画しました。
- ② 28年度に地域支えあい連絡会にて「男性の社会参加」をテーマとして協議した結果、金沢東部地区に「メンズエクササイズ」の活動が立ち上がり、現在も継続しています。
- ③ 30年度「男性の家事力アップ講座」、令和元年度には「男のライフデザイン講座」を企画し、これまでケアプラザとは無縁だった人たちも多く参加しています。引き続き高齢男性を対象とした講座、事業に継続して取り組んでいきます。

6 新しい課題にも果敢に挑戦

① 「8050問題」への取組

高齢者への支援のみならず、同居の家族にも目を向け、このエリアにも多く潜在する「8050問題」を抱えるケースからの相談を受け止め、基幹相談支援センターや土業等の窓口につなぐことができました。

② 「エンディングノート」「もしも手帳」普及啓発

市や区が進めているエンディングノートの普及啓発には早い時期から取り組み、エンディングノート書き方講座やもしも手帳の説明、終活に関連する法律講座を開催しました。

③ 地域ケア会議に新たな課題を提起

ケアプラザ圏域の地域ケア会議のテーマとして「高齢者の運転問題」や「身元保証」など新たな実践的な課題を取り上げ、現状と課題を整理し、関係者、関係機関のアクションにつながるよう問題提起を行いました。



<身元保証 GW>

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

1 常勤（専従）職員の配置状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	3か年 計
①全体統括 (所長)	配置必要人数	1人	1人	1人	3人
	配置必要日数	359 日	359 日	359 日	1,077 日
	実配置人数	1人	1人	1人	3人
	実配置日数	359 日	359 日	359 日	1,077 日
②地域活動交流 事業	配置必要人数	1人	1人	1人	3人
	配置必要日数	359 日	359 日	359 日	1,077 日
	実配置人数	1人	1人	1人	3人
	実配置日数	359 日	359 日	359 日	1,077 日
③生活支援体制 整備事業	配置必要人数	1人	1人	1人	3人
	配置必要日数	359 日	359 日	359 日	1,077 日
	実配置人数	1人	1人	1人	3人
	実配置日数	359 日	359 日	359 日	1,077 日
④地域包括支援 センター事業	配置必要人数	4人	4人	4人	12人
	配置必要日数	1,436 日	1,436 日	1,436 日	4,308 日
	実配置人数	4人	4人	4人	12人
	実配置日数	1,436 日	1,436 日	1,436 日	4,308 日

※ 実配置日数は、職員としての在籍している日数であり、休暇日数等は控除していません。

※ 配置日数及び実配置日数は、配置人数合計の延日数です。

2 常勤職員充足率

3年間の計	必要配置日数計	実配置日数計	充足率
指定管理費用負担事業 (①～④)	7,539 日	7,539 日	100%

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市能見台地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書**(1) 地域ケアプラザ運営事業**

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド <u>対象人件費</u> (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費) 所長 [] 円、コーディネーター [] 円、サブコーディネーター [] 円、	10,380,000
賃金水準スライド <u>対象外人件費</u> (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費) 所長 : [] 円、コーディネーター : [] 円、サブコーディネーター : [] 円、	534,000
事業費 (税込)	材料費 200 千円、講師謝金 200 千円、行事保険 50 千円	450,000
事務費 (税込)	消耗器具備品費 195 千円、旅費交通費 100 千円、研修費 20 千円、通信運搬費 350 千円、リース代 300 千円、保険料 30 千円、福利厚生費 100 千円、事務用品費 400 千円、印刷製本費 300 千円、保守料 170 千円、運営協議会 30 千円、AED 5 千円、	2,000,000
管理費 (税込)	・光熱水費 4805 千円、 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 1500 千円、	6,305,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※2		△3,990,000
合計		16,153,000

※1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費) 生活支援コーディネーター [] 円、	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費) 生活支援コーディネーター [] 円	
事業費 (税込)	講師謝金 [] 円、行事保険 [] 円、材料費 [] 円、	
事務費 (税込)	旅費交通費 [] 円、通信運搬費 [] 円、福利厚生費 [] 円、事務用品費 [] 円、印刷製本費 [] 円、	
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費) 所長 [] 円、主任ケアマネジャー [] 円、社会福祉士 [] 円、保健師、看護師 [] 円、事務員 [] 円、	28,955,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費) 所長 [] 円、主任ケアマネジャー [] 円、社会福祉士 [] 円、保健師、看護師 [] 円、事務員 [] 円、	1,565,000
事業費 (税込)	会場費 14 千円、講師謝金 70 千円、行事保険 30 千円、介護者の集い 40 千円、	154,000
事務費 (税込)	消耗器具備品費 50 千円、旅費交通費 70 千円、研修費 50 千円、通信運搬費 160 千円、リース代 700 千円、保険料 50 千円、福利厚生費 50 千円、事務用品費 280 千円、印刷製本費 50 千円、ガソリン代 83 千円、保守料 400 千円、AED2 千円、	1,945,000
管理費 (税込)	・光熱水費 1200 千円、 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 380 千円、	1,580,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
	合 計	34,955,000

※4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位:円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金100千円、材料費44千円、行事保険10千円、	154,000
合 計		

2 収支予算書

(単位:円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,153,000	16,153,000	16,153,000	16,153,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	34,955,000	34,955,000	34,955,000	34,955,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	57,064,000	57,064,000	57,064,000	57,064,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	5,330,000	5,330,000	5,330,000	5,330,000
内 訳	介護保険 事業収入	居宅介護支援 事業	29,920,000	29,920,000	29,920,000	29,920,000
		通所系サービス 事業	98,298,000	99,787,000	101,276,000	101,276,000
		その他収入	1,842,000	1,842,000	1,842,000	1,842,000
	収入合計(A)	192,454,000	193,943,000	193,943,000	195,432,000	195,432,000
内 訳	人件費	143,900,000	145,500,000	145,500,000	147,000,000	147,000,000
	事業費	14,929,000	14,930,000	14,849,000	1,4950,000	14,950,000
	事務費	17,445,000	17,445,000	17,445,000	17,445,000	17,445,000
	管理費	13,456,000	13,456,000	13,456,000	13,456,000	13,456,000

消費税等					
その他					
支出合計（B）	189,730,000	191,331,000	191,250,000	192,851,000	192,851,000
収支（A-B）	2,724,000	2,612,000	2,693,000	2,581,000	2,581,000

団体の概要

(令和2年2月現在)

法人名	しゃかいふくしほうじんおんしがいだんさいせいかいしぶかながわけんさいせいかい 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会			
所在地	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番地10			
設立年月日	明治44年5月30日			
沿革	明治44年5月に、明治天皇の御下賜金を基金として、恩賜財団として本会が設立されると同時に、神奈川県支部が設立される。大正2年9月に、本会第1号病院として神奈川県病院を開設、その後、医療・福祉・保育・保健分野で、計21施設を次々に開設し、現在に至る。			
事業内容等	<p>○神奈川県支部は、発足以来、常に「済生」(生命を救う)の心を基に、地域の基幹となる公的医療機関として6病院を運営するとともに、15の福祉介護施設を運営しています。</p> <p><病院></p> <p>横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、 東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、平塚病院</p> <p><福祉・介護施設></p> <p>若草ホーム(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、 4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台)</p> <p>○職員数:常勤3,474人、非常勤:962人、計4,436人(平31年3月末現在)</p>			
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
財政状況 (単位:千円)	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総 収 入	52,218,429	54,816,013	57,326,723
	総 支 出	52,538,791	56,517,128	57,684,756
	当期活動増減差額	-320,363	-1,701,115	-358,033
	次期繰越活動増減差額	-2,461,356	-4,367,585	-4,834,137
連絡担当者	【氏名】 【所属】神奈川県支部 【電話】045(423)2301 【FAX】045(423)2300 【E-mail】			
特記事項				